

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年10月30日

【事業年度】 第17期(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

【会社名】 株式会社シルバーライフ

【英訳名】 SILVER LIFE CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清水 貴久

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿四丁目32番4号

【電話番号】 (03)6300-5629

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 増山 弘和

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿四丁目32番4号

【電話番号】 (03)6300-5629

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 増山 弘和

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	2020年7月	2021年7月	2022年7月	2023年7月	2024年7月
売上高 (千円)	8,832,415	10,050,070	11,215,914	12,266,758	13,555,288
経常利益 (千円)	1,086,207	973,127	709,451	857,848	965,529
当期純利益 (千円)	678,562	546,109	401,891	602,571	668,053
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	716,103	724,137	725,645	730,286	731,387
発行済株式総数 (株)	10,688,800	10,770,000	10,792,400	10,842,800	10,860,400
純資産額 (千円)	4,364,396	4,926,335	5,304,378	5,916,194	6,423,815
総資産額 (千円)	5,613,946	8,262,323	8,859,525	9,562,497	9,875,074
1株当たり純資産額 (円)	408.33	457.43	491.51	545.65	591.51
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	15.00 (-)	15.00 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	63.80	50.93	37.26	55.74	61.58
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	61.96	49.85	36.66	55.02	61.02
自己資本比率 (%)	77.74	59.62	59.87	61.87	65.05
自己資本利益率 (%)	16.88	11.76	7.86	10.74	10.83
株価収益率 (倍)	29.36	36.87	35.99	22.68	15.41
配当性向 (%)	-	-	-	26.9	24.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	678,881	369,399	1,209,881	1,201,428	1,315,257
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,100,191	2,689,339	1,470,971	937,873	1,157,136
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	8,029	1,945,186	263,495	230,876	400,553
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	1,847,192	1,472,438	1,474,844	1,507,524	1,265,092
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (人)	101 (122)	128 (129)	173 (139)	232 (185)	305 (225)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	70.9 (98.1)	71.1 (127.3)	50.8 (133.0)	48.4 (163.6)	37.1 (201.4)
最高株価 (円)	3,305 (5,670)	2,646	1,955	2,050	1,293
最低株価 (円)	1,324 (4,870)	1,855	955	1,176	801

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第15期の期首から適用しており、第15期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
4. 第13期から第15期までの1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
5. 株主総利回りの算定に使用した当社株価並びに最高株価及び最低株価は、2023年10月20日より、東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。
また、2022年4月4日より2023年10月19日までは同取引所プライム市場、2020年1月27日より2022年4月3日までは同取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は同取引所マザーズ市場におけるものであります。
6. 当社は2019年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
7. 当社は2019年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第13期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。

2 【沿革】

年月	概要
2007年10月	東京都世田谷区に株式会社シルバーライフ設立
2007年11月	直営第1号店を東京都世田谷区に開業
2009年4月	「まごころ弁当」フランチャイズチェーンを開始
2010年6月	東京都新宿区に本店移転
2011年5月	東京都世田谷区に本店移転
2012年6月	高齢者施設等向け食材販売「まごころ食材サービス」を開始
2012年11月	東京都小平市に本店移転
2013年2月	群馬県邑楽郡邑楽町に自社工場を取得
2013年8月	株式会社ネクストコミュニティを吸収合併
2014年2月	「配食のふれ愛」フランチャイズチェーンを開始
2014年4月	東京都新宿区西新宿六丁目に本店移転
2014年4月	OEM販売を開始
2014年10月	全直営店をフランチャイズ化
2016年2月	群馬工場でISO9001の認証を取得
2016年3月	東京都新宿区西新宿四丁目に本店移転
2017年10月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2017年10月	群馬県邑楽郡千代田町に赤岩物流センター新設
2018年3月	群馬県邑楽郡邑楽町に寄宿舎の新設
2019年6月	冷凍弁当直接販売「まごころケア食」販売開始
2020年1月	東京証券取引所市場第一部への上場市場変更
2020年4月	高齢者施設向け冷凍食材販売「こだわりシェフ」を開始
2020年7月	群馬工場でFSSC22000の認証を取得
2021年3月	栃木県足利市にて栃木工場の稼働を開始
2021年8月	埼玉県加須市に加須センターを取得
2021年9月	「宅食ライフ」フランチャイズチェーンを開始
2022年3月	埼玉県加須市にて加須センターの稼働を開始
2022年4月	市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行
2023年3月	冷凍弁当直接販売「ライフミール」販売開始
2023年10月	東京証券取引所のプライム市場からスタンダード市場に移行

3 【事業の内容】

当社は、「我々シルバーライフは、食の観点から誰もが安心して歳を重ねていける社会を作ります」を経営理念として、高齢者向け配食サービスのフランチャイズ本部の運営及びフランチャイズ加盟店(以下、「FC加盟店」という。)等への調理済み食材の販売を主な事業としております。

一人暮らしや要介護の高齢者には、自ら調理をすることや買い物に行くことが困難である等の理由で、手間をかけずに毎日の食事を用意したいというニーズが生じております。

当社はこうしたニーズに応えることをミッションとし、自社工場や仕入先等で製造された食材を一般消費者を含めた取引先に販売しております。

なお、当社は、食材製造販売事業の単一セグメントであります。

(1) 販売先について

FC加盟店

当社は「まごころ弁当」「配食のふれ愛」「宅食ライフ」の3つのブランドによる配食店舗をフランチャイズ方式によりチェーン展開しております。当社はFC加盟店に対して経営指導を行うとともに、弁当の食材等を販売しております。

当社がFC加盟店に販売する食材は、主におかずとして調理された調理済み食材であり、FC加盟店が弁当用に炊飯する米や使用する備品等も販売しております。調理済み食材には、自社工場で製造された食材と、仕入先工場で製造された食材があり、日本全国のFC加盟店に対して販売を行っております。

各FC加盟店は、利用者である高齢者から指定の日時に応じた注文を受け、その他の見込み分を含めて当社から食材を仕入れております。各FC加盟店は、配食スケジュールに合わせて米を炊飯するとともに、当社から仕入れた食材を店舗で弁当容器に盛りつけ、利用者の自宅に直接配達し、弁当代金を回収しております。弁当は、利用者の希望に合わせ、利用者が食べやすいように食材を細かく刻む等の個別対応も行っております。

当社は各FC加盟店から食材代金とロイヤリティ等を回収しております。当社のFC加盟プランには、通常プランやゼロプラン(初期費用の一部とロイヤリティ等が無料)、特例プラン(初期費用が無料)の3つがあり、食材代金とロイヤリティ等は各プランにおいて設定された条件に基づいて回収しております。

当社の高齢者向け配食サービスのFC加盟店の店舗数は、2024年7月末現在、「まごころ弁当」525店舗、「配食のふれ愛」305店舗、「宅食ライフ」129店舗を展開しております。

高齢者施設等

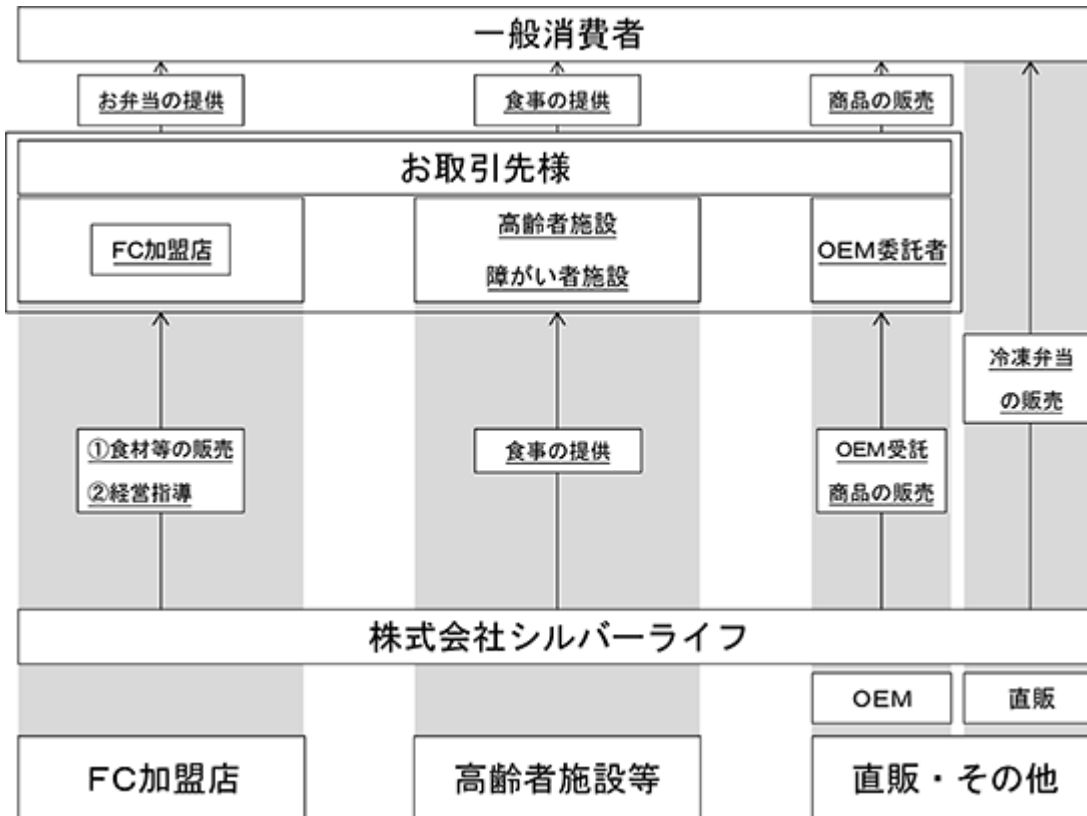
当社は、自社製造した食材及び仕入食材を、高齢者施設や障がい者施設等に販売しております。食材の配送は、当社や当社のFC加盟店より行っております。当社のFC加盟店より食材を発送している場合には、当社がFC加盟店に対して、食材配送委託料を支払っております。

直販・その他

当社は、ECを主体とした冷凍弁当の直接販売(BtoC)のほか、OEM受託における製造品の販売(BtoB)や加須倉庫が稼働したことによる冷凍商材のピッキング及び保管業務等を内容とする倉庫業の運営を行っております。

(2) 事業系統図について

以上述べた事項を事業系統図によって示すと以下のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2024年7月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
305(225)	33.9	2.8	4,773

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員を含み、パートタイマーを除く。)は年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 前事業年度末に比べ従業員数は73名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 従業員数及び平均年間給与には、外国人労働者112名を含んでおります。
5. 当社は食材製造販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は良好であり、特記すべき事項はありません。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異 提出会社

当事業年度					補足説明
管理職に占める 女性労働者の割合 (%) (注) 1	男性労働者の 育児休業取得率 (%) (注) 2	労働者の男女の賃金の差異(注) 1			
		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者	
25.0	0.00	69.5	80.2	87.5	

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の基本の経営方針

当社は、経営理念として「我々シルバーライフは、食の観点から誰もが安心して歳を重ねていける社会を作り出す」を掲げ、主に、高齢者向け配食サービスのフランチャイズ本部の運営及びフランチャイズ加盟店(以下、「FC加盟店」という。)等への調理済み食材の販売を事業としております。

経営理念の実現に向け、当社の競争優位性を強める成長戦略を着実に推進し、更なる業績拡大と企業価値の向上を図ってまいります。

なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

(2) 経営環境及び優先的に対処すべき課題

高齢化が急速に進む我が国において、当社の属する高齢者向け配食サービス市場は年々拡大しております。こうした社会背景とスケールメリットを活かした競争優位性により、当社の売上は、創業以来、順調に推移してまいりました。当社が今後も継続して成長していくためには、成長が見込まれている市場において如何にシェアを拡大していくかが重要であると捉えております。そのためには、現在の競争優位性を更に進化させていくことが必須となります。

今後は、各販売区分別の売上拡大に取り組みつつ、製造体制の強化を進めることで利益改善をしていく必要があります。

当社はこれらの中長期的な課題に対して、次のとおり計画しております。

当社の属する高齢者向け配食サービス市場の環境

我が国は75歳以上の後期高齢者の人口が2025年以降30年間増加すると予想されています。高齢者人口が増えるに従い、独居の高齢者も増えていきます。そして、国が介護・福祉にかかる財源確保は更に困難を増し、介護事業者の運営は厳しくなるものと予想しております。

それらの環境下、高齢者のご自宅までお弁当を届ける当社の配食サービスや高齢者施設向けの食材サービスのニーズは更に高まるものと考えております。

外部環境を背景とした売上増の施策

・FC加盟店

既存店は店舗支援の強化を図り、店舗売上の増加に繋げてまいります。新店は広告宣伝や説明会開催を通じて契約増に繋げてまいります。

・高齢者施設等

利用施設に対する営業活動や利用施設からの要望に応える商品・サービス開発などを積極的に行うことで、冷蔵・冷凍両食材の拡販を目指し、売上の増加に繋げてまいります。

・直販・その他

冷凍弁当は、新たな顧客層獲得のための商品開発および積極的な広告宣伝活動により、新規顧客の獲得とともに定期顧客を増やす施策を行ってまいります。

製造・保管体制の確立

当社では食材製造や保管、発送の一部を外部委託しておりますが、それらの内製化を進めております。これらの活動は進行中であり、今後もその体制を強化することで、スケールメリットの追求と併せ、コスト面での競争優位性を高めていく考えです。

目標とする経営指標

2028年7月期の売上高180億円、営業利益12億円を目指してまいります。

株主還元について

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題であると認識しており、内部留保を充実させ経営基盤の安定化を図るとともに、事業拡大のための投資等によって一層の企業価値向上を図る方針であります。

財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、内部留保とのバランスを取りつつ、配当性向

30%を目途に中長期的に安定し、継続して配当を実施してまいります。

その他基盤強化に向け取り組むべき課題

企業価値の向上を実現するために、サステナビリティ・ESGの観点をより一層重視し、気候変動への対応、人的資本への投資、ガバナンス強化とリスクマネジメント力の向上等、持続可能な社会の実現に向けた取り組みにも注力してまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社シルバーライフは、「食の観点から誰もが安心して歳を重ねていける社会を作ります」という経営理念に基づき、「自分で調理をすることや買い物に行くことが困難な一人暮らしや要介護の高齢者の方が、手間をかけず、安心して食事をしてもらえるよう、手ごろな価格で弁当を用意し、毎日自宅に届けます。」をミッションとしております。

昨今、パリ協定の発効やSDGsの採択などを契機に、気候変動・サステナビリティに対する社会的な要請が高まっており、サステナビリティを前提としたビジネスモデルの変革が必要不可欠となってきております。

このような状況から当社ではサステナビリティに関する方針及び目標設定を次のとおり行いました。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社は、2023年9月11日付でサステナビリティ推進の根幹となる「サステナビリティ基本方針」を定めました。当該サステナビリティ基本方針に基づき、2023年9月29日にマテリアリティを特定し、2024年9月12日に当該マテリアリティの目標設定を行いました。

現在は、各部署で取り組みを行っておりますが、今後は、各部署での活動状況をモニタリングし全社的に検討・推進するための枠組みの整備を検討してまいります。

(2) 戦略

当社が特定した重要課題（マテリアリティ）、主要KPI、実績及び目標に関しては以下のとおりです。

	重要課題 (マテリアリティ)	関連するSDGs	主なKPI	2024年7月期の 実績	目標
環境 (E)	温室効果ガス排出量の抑制	 	CO2排出量の削減	弁当1個当たり 1.26 kgCO2	弁当1個当たり 1.15 kgCO2 (2030年7月期迄)
				家庭調理と比較した 排出量改善 ▲57,337 tCO2	家庭調理と比較した 排出量改善 ▲90,000 tCO2 (2030年7月期迄)
環境 (E)	廃棄物排出量の削減	 	食品残渣の削減	※ 廃棄率 = 廃棄量 ÷ 生産量 廃棄率 5.1%	廃棄率 4.5% (2025年7月期迄)
社会 (S)	ダイバーシティ&インクルージョンの推進	 	女性管理職比率の向上	女性管理職比率 25.0%	女性管理職比率30% (2028年7月期迄)
			残業の削減	月平均残業時間 14時間48分	月平均残業時間 15時間00分 (2028年7月期迄)
			障がい者雇用の推進	障がい者雇用率 1.7%	障がい者雇用率3.0% (2026年7月期迄)
ガバナンス (G)	コーポレートガバナンスの強化		社外取締役比率	社外取締役比率 37.5%	社外取締役比率 1/3以上
			女性取締役比率	女性取締役比率 12.5%	女性取締役比率19% (2025年7月期迄)
ガバナンス (G)	コンプライアンスとリスクマネジメントの徹底		コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会の開催数	4回	4回

(3) リスク管理

当社では、気候関連について情報収集を行ったうえで、リスクの抽出を行ってまいります。特定されたりリスクについては、取締役会にて報告及び評価を行ったうえ、その他対応方針を検討するとともに関連部署へ具体的なアクションを落とし込んでいきます。

これらの活動に関しては、全体的に推進するための枠組の整備を検討してまいります。

(4) 指標及び目標

当社では、マテリアリティの特定と取り組みの内容に関する実績の算出を行っており、目標・評価指標（KPI）を定め、定期的なモニタリングを行っております。なお、その他の実績値等については、当社ホームページの「サステナビリティレポート2024」をご参照ください。

「サステナビリティレポート2024」掲載リンク

<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS71108/cae8023d/b4fa/4af4/bab5/0c1cb7b9b422/140120240912583895.pdf>

温室効果ガス排出量の抑制

当社ではサステナビリティの観点を事業活動に取り込むため、主要事業であるFC加盟店に対してはEV小型車両をレンタルし、当社の工場2拠点及び物流拠点に太陽光発電を導入しております。そして今後の削減目標の参考として、GHGプロトコルに則り、排出量の算定を実施いたしました。また、弁当1個当たりのCO2排出量及び家庭調理と比較したCO2の改善排出量について目標設定をいたしました。

・ GHG排出総量	2023年7月期：57,020tCO2	2024年7月期：61,786tCO2
・ 弁当1個当たりのCO2の排出量の目標：2030年7月期までに弁当1個当たり1.15kgCO2		
CO2の排出量	2023年7月期：1.24kgCO2	2024年7月期：1.26kgCO2
・ 家庭調理と比較したCO2の排出量の目標：2030年7月期までに90,000tCO2		
排出量改善実績	2023年7月期：54,483tCO2	2024年7月期：57,337tCO2

廃棄物排出量の削減

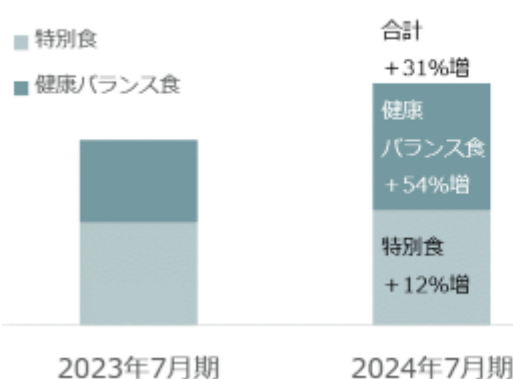
当社は食材のロスが減少する真空調理法の導入や消滅型生ごみ処理機を設置し、食品残渣の減少に取り組んでおります。今後において食品残渣の削減をさらに進めるべく目標を設定いたしました。

・ 食品残渣の削減目標：2025年7月期までに廃棄率4.5%以下		
廃棄率実績	2023年7月期：6.0%	2024年7月期：5.1%

健康に配慮した商品開発

当社には、2024年7月末時点において35名の管理栄養士が在籍しており、栄養バランスのよい商品開発を行っております。その中で、健康に配慮した特別食（糖質カロリー調整食、たんぱく調整食、ムース食等）を販売しており、今後においても後期高齢者層の増加に伴い販売数を拡大することで高齢化社会に貢献できるように取り組めます。

まごころケア食販売数比較



まごころケア食（冷凍弁当のEC販売）の種類

健康バランス食	バランスの取れた美味しい食事がしたい
糖質制限食	糖質制限ダイエットをしたい
塩分制限食	塩分の摂りすぎに気をつけたい
たんぱく調整食	タンパク質も塩分も気にしたい
カロリー調整食	摂取カロリーを抑えたい
ムース食	介護用の食事を用意したい

ダイバーシティ＆インクルージョンの推進

当社が安定的な成長を達成していくためには、優秀な人材確保が必要です。当社はFC加盟店を指導する営業員や本部員だけではなく、製造員や管理栄養士、衛生管理者等、様々な技能を有した人材を確保するため、新卒採用だけではなく、パート・アルバイトからの社員登用や中途採用、海外実習生の活用等により、優秀な人材の獲得に取り組んでおります。なお、人材教育に関しては実践的な技術指導のほか、社外研修等も利用して人材育成を行っております。また、多様性のある組織づくりの一環として、障がい者雇用を推進しております。今後も事業拡大とともに以下の活動を通じて、多様な人材を受け入れていく方針です。

当社では、次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法及び障がい者雇用促進法に基づき、以下の目標設定をしております。

・ 管理職に占める女性割合の目標：2028年までに30%以上		
女性管理職比率実績	2023年7月期：25.0%	2024年7月期：25.0%
・ 平均残業時間の目標：2028年7月期までに15時間00分以内		
平均残業時間実績	2023年7月期：18時間09分	2024年7月期：14時間48分
・ 障がい者雇用率の目標：2026年7月期までに3.0%以上		
雇用率実績	2023年7月期：1.3%	2024年7月期：1.7%

コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を図る目的で、取締役会における構成員の1/3以上を社外取締役としており、客観的な意見を踏まえた意思決定をすることで、会社の持続的な繁栄と成長を促すことを目的としております。また、監査等委員会のほか、2022年7月29日付で指名・報酬委員会を設置しております。独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会において、役員の選任及び報酬額等に関する審議を行い、当該審議の結果を踏まえて取締役会によりその決定がなされるプロセスをとることにより、役員の選任及び報酬額等の透明性・公正性・客観性を担保することを目的としております。

- ・取締役会における社外取締役比率の目標：1/3以上

社外取締役比率	2023年7月期：37.5%	2024年7月期：37.5%
---------	----------------	----------------

- ・取締役会における女性取締役比率の目標：2025年7月期までに19.0%以上

女性取締役比率	2023年7月期：12.5%	2024年7月期：12.5%
---------	----------------	----------------

- ・指名・報酬委員会の開催回数

開催回数	2023年7月期：6回	2024年7月期：5回
------	-------------	-------------

- ・監査等委員会の開催回数

開催回数	2023年7月期：20回	2024年7月期：24回
------	--------------	--------------

コンプライアンスとリスクマネジメントの徹底

当社ではコンプライアンス委員会によるコンプライアンス状況の点検やeラーニングを用いた各種コンプライアンス研修、外部に相談できる内部通報窓口も設置しております。今後も当社が抱えるリスクの抽出とそれに対するアクションプランの策定を行ってまいります。なお、当該委員会では、各種法令順守状況のチェック及び対応進捗の確認、外部によるBCPレビュー、及びBCP策定計画等を進めております。

- ・コンプライアンス・リスク委員会の開催回数の目標：4回

開催回数	2023年7月期：4回	2024年7月期：4回
------	-------------	-------------

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、当社として必ずしも特に重要なリスクとは考えていない事項についても、投資判断の上で、あるいは当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項について、積極的な情報開示の観点から記載し「特に重要なリスク」と「重要なリスク」に分類しております。

文中にある一部将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生可能性のある全ての事項を網羅するものではありません。

(特に重要なリスク)

(1) 仕入・製造コストの変動について

当社の製品の原材料は、野菜、肉魚類、穀物等の食材であります。食材の価格は国内外の商品市況の影響を受けるほか、輸送費の増加や為替変動の影響を受け、仕入コストが大きく変動することがあります。また、昨今のエネルギー・原材料価格の上昇、労働人口減少に起因する人件費上昇により、製造コストについても大きく変動することが見込まれます。

当社は、こうした仕入・製造コストの上昇を極力抑えるため、原材料調達先の複数確保や仕入価格の低い代替食材によるメニューの組み換え、太陽光発電設備導入によるエネルギーコスト削減への取り組みなどの対策を行っております。

しかしながら、想定を超える大幅な市況の変化や為替変動が生じた場合には、仕入・製造コストの高騰による製造原価上昇により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 食の安全性について

近年、食品への異物混入による健康被害や食品の偽装表示あるいはウィルス感染に起因する集団食中毒の発生等、消費者の「食の安全性」に対する業界の信頼を損なう問題が発生しております。当社は、食品マネジメントシステムに関する国際規格である「FSSC22000」(Food Safety System Certification 22000)を取得し、規格に基づいた衛生管理、品質管理を実践することで、安全・安心な商品提供のための体制構築に努めております。

しかしながら、当社の内外において、生産者や流通過程等による異物混入や虚偽表示等の事故・事件が発生した場合、顧客の食品一般に対する不信感や当社製品に対する信頼・信用の毀損等により、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 代表取締役への依存について

当社の代表取締役である清水貴久氏は、経営方針や事業戦略策定をはじめ中期経営計画立案及び推進、新規事業立案及び推進において重要かつ中心的な立場にあります。

現在、代表取締役に過度に依存しない経営体制となるよう、取締役会等における情報共有・議論の活性化を図られるよう経営組織の強化を進めるとともに、任意の指名・報酬委員会を設置して、取締役会の監督強化を図ってまいります。何らかの事由により代表取締役の業務継続が難しくなった場合には、当社の事業及び経営内容・業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(重要なリスク)

(1) 市場環境及び競合他社との競争について

当社の属する高齢者向け配食サービス市場は、高齢者人口の増加、社会保障費用の増加による自治体の補助費削減による民間への依存度拡大、配食サービスの浸透等により、堅調に拡大しております。今後も更に拡大が見込める市場であると考えております。

当社は上記の市場環境を勘案して積極的な展開を図り、FC加盟店の拡大、高齢者施設等向け食材販売、OEMによる販売や冷凍弁当のEC販売を含めた事業も展開することで製造のスケールメリットを活かし、当該市場においての地位確立に努めております。

しかしながら、市場に強い影響力を有する大手企業の参入や、食品小売業等、周辺の他業界並びに同業他社等との競争が激化した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制について

当社の事業活動は、食品衛生法、中小小売商業振興法、私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律(以下、「独占禁止法」という)や、各種消費者法、各種環境法令等の適用を受けております。当社はこれらの法的規制を遵守すべく、コンプライアンスの重要性についての教育を実施し、日常行動の基本的な考え方や判断基準を定めたコンプライアンス規程に基づき行動しております。しかしながら、今後これら法的規制の強化や新たな規制により事業活動が制限された場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社事業に関わる法規制のうち、特に影響が大きいと考えられるものは以下のとおりであります。

食品衛生法について

当社は、高齢者向け配食サービス事業運営にあたって食品衛生法の規制を受けております。FC加盟店の出店にあたっては食品衛生法に基づき、食品衛生責任者配置のもと営業許可を取得しております。また、SVの定期的な訪問により、継続的に店舗の衛生管理体制の確認を実施しております。工場の運営にあたっては、食品衛生法等を順守した衛生管理・品質管理等を行っております。

当社は今後においても食品衛生法を順守するため衛生管理に留意していく方針であります。万一食中毒等が発生した場合、行政機関による営業の停止処分等や違反者の公表が行われるとともに、損害賠償等により当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

中小小売商業振興法及び独占禁止法について

当社は、フランチャイズチェーンの運営に関して「中小小売商業振興法」及び「独占禁止法」の規制を受けております。「中小小売商業振興法」においては、当社のフランチャイズ事業の内容や加盟契約内容を記載した法定開示書面の事前交付が義務付けられております。また、「独占禁止法」においては当社がフランチャイズシステムによる営業を適切に実施する範囲を超えて、FC加盟店に対して正常な商習慣に照らし不利益を与えること及び優越的地位の濫用を禁止しております。当社はこれらの法令を順守しておりますが、法令等の改廃、新たな法令等の制定により当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

各種消費者法について

当社は、ECサイト運営を通じて、当社商品を直接消費者へ販売する直販事業を展開しており、その事業運営にあたっては、消費者契約法、特定商取引に関する法律(特定商取引法)、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)、食品表示法、健康増進法等の法的規制を受けております。

当社は、社外専門家との連携や役職員への法令に関する教育を実施することで、関連法令への遵守に努めておりますが、将来的な法令の変更や新たな法令の施行等があった場合、当社の事業活動が制限される可能性があります。

各種環境法令について

当社は、工場における食品製造及び直販事業における商品販売にあたって、「食品リサイクル法」「容器包装リサイクル法」などをはじめとする各種環境法令の規制を受けております。「食品リサイクル法」においては、食品残渣の発生量の減少及び飼料・肥料等への再生利用の促進を求められております。また、「容器包装リサイクル法」においては、提供する商品に使用する包材が同法に規定する容器包装に該当することから、リサイクルを行う義務を負っております。

また、加須倉庫の稼働や各拠点における生産量の拡大により、「温暖化対策推進法」「省エネ法」といった法令についても適用を受けており、必要な体制の整備が求められているところです。

事業にあたっては、生産部門と法務部門の連携を強化することにより、各種環境法令の順守に努めておりますが、今後、法令等の改廃や新たな法令等の制定により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) FC加盟店について

店舗運営・経営内容について

当社はFC加盟店との間でフランチャイズチェーン加盟契約を締結し、食材の供給とSV等を通じた店舗運営指導や経営支援を行っております。しかしながら、FC加盟店は独自の経営をしており、当社の管理が細部まで行き届かない可能性があります。そのため、当社の指導が及ばない範囲でFC加盟店等において当社ブランドに悪影響を及ぼすような事態が発生した場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、FC加盟店は個人事業者が多く、財務基盤は必ずしも安定していないため、経済状況や市場動向、災害、その他の事由によりFC加盟店の経営状況が悪化する事態となった場合、当社への未払金の増加やFC加盟店の撤退等により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

出店政策について

当社の積極的なFC加盟店展開にあたり、加盟希望者が他のフランチャイズチェーンに流れたり、新規参入やその他の要因により高齢者向け配食サービス業界の競争が激化し、当社フランチャイズチェーンの魅力が相対的に低下したりすることなどによって、計画どおりに新規出店が確保できない場合には、当社の業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 人材の確保及び育成について

当社が安定的な成長を達成するためには、優秀な人材の確保が必要です。当社は、FC加盟店の運営を指導する営業人員だけでなく、製造人員や商品開発、システム・マーケティング分野の人材など、さまざまな技能を有した人材を確保するため、新卒採用だけでなく、パート・アルバイトからの社員登用や中途採用、特定技能制度の活用などを通じて、優秀な人材の獲得に取り組んでいます。また、人材教育に関しては、主に実践的な技術指導を行い、社外研修も活用して人材育成を行っています。

当社は今後の事業拡大に伴い、必要な人材の確保と育成に努める方針ですが、必要な人員の確保が計画どおり進まなかった場合や、人員の流出が生じた場合、または人材の育成が想定どおり進まなかった場合には、競争力の低下や事業拡大の制約要因となり、当社の事業および経営内容・業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 自然災害及び感染症拡大等の発生について

当社の本社、工場・倉庫およびFC加盟店の出店地域において大規模な地震や台風、大雨などの災害が発生し、本社、工場・倉庫およびFC加盟店が損壊したり、道路や通信網が寸断されたりすることで、店舗運営や仕入・生産・配送が困難になった場合、一時的に営業活動が阻害される恐れや、修繕費など多額の費用が発生する可能性があります。

また、当社の工場および倉庫内で新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症が発生した場合、一時的に操業停止や出荷遅延などにより事業活動が阻害される可能性があります。それらの事態に備えて、工場の分散化を図り、提携工場との連携を強化しています。しかしながら、そのような事態が発生した場合、当社の業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) システムトラブルについて

当社は、通信ネットワークやコンピュータシステムを使用し、商品の調達や販売など多岐にわたるオペレーションを実施しています。システムの運用・管理には万全を期していますが、想定外の自然災害や事故などにより設備

に甚大な被害があった場合や、コンピュータウィルスの不正侵入、従業員の過誤などによるシステム障害が発生した場合には、当社の業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 個人情報の管理について

当社は、高齢者向け配食サービス事業の特性として、多くの個人情報を取り扱っており、適正な取得および取扱者の限定、配布先の制限などの安全管理措置、社内規程に則った厳重な管理体制の整備と徹底的な周知に取り組んでおります。しかしながら、万一、システム障害や不正流出により情報が漏洩した場合には、法令違反や損害賠償などにより、当社の業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 風評被害について

当社は、SNSやインターネットの掲示板等において、当社や当社製品・サービスに対する不適切な書き込みが発生しないよう、監視・分析を行っております。しかしながら、当社や当社製品・サービスに関する誤った情報が発信され拡散した場合、企業や商品イメージの毀損により、当社の業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症が5類に見直され、経済活動の正常化に向けて緩やかな回復の継続が期待されます。しかしながら、中国の景気減速に加え、ロシア・ウクライナ情勢及び中東情勢に起因するエネルギー・原材料価格の上昇、日米の金利差による為替の影響、さらには米国における大統領選挙が2024年11月に控えており、経済に対する不確実性が高まっております。

当社の属する高齢者向け配食サービス市場においては、急速に高齢化が進み、2025年には団塊の世代が75歳以上となりピークを迎えることから、今後においても拡大が予測されます。しかしながら、エネルギー・原材料価格の上昇に加え、慢性的な配達人材の不足等から不安定な状況が続いております。

高齢者施設向け食材販売市場においては、食材費・光熱費等の高騰や人材不足に伴い、経営難に陥り倒産する高齢者施設が増加していることから、コスト削減の一環でサービスの外部委託が増加しており、高齢者施設向け食材サービスのニーズは高まっているものと考えております。

冷凍弁当における販売市場においては、新型コロナウイルス感染症の影響で中食需要が高まったため、市場全体が注目され競争が激化しております。今後においては、共働き世帯や単身世帯が増加しているなどの社会的なニーズに加えて、企業による味や栄養面での努力、食材ロスの観点から必要な時に必要な分を使用できるという利点を背景に、さらに市場は拡大傾向にあるものと考えております。

このような状況のもと、FC加盟店においては、出店数を増加させる施策として、オンデマンド配信型のFC説明会の実施、FCオーナー募集広告の強化、FC説明会参加者へのインセンティブ付与および開業の負担を軽減した契約プランの提案等を行いました。同時に、撤退店舗数を減少させる施策として、外部のM&Aサイトを利用した撤退店舗の近隣オーナーへの引継ぎ強化等を行いました。その結果、当事業年度末における店舗数は11店舗減少し、959店舗となりました。また、原材料価格や人件費の上昇に伴い、2023年9月より3%の卸価格の改定を行いました。

高齢者施設等においては、冷蔵食材より利便性の高い冷凍食材の需要が高まっていることから、営業活動は冷凍食材を中心とした新規営業を進めてまいりました。特に、「こだわりシェフ」よりもお手頃な価格である「おてがるシェフ」の需要が高まっていることから、積極的に営業活動を行ってまいりました。

直販・その他においては、自社ECを主体とした直接販売(BtoC)を行っている冷凍弁当の販売価格に関して、原材料価格や人件費の上昇に伴い、2023年10月より1個あたり約20円の値上げを行いました。しかしながら、販売数が減少したことに伴い、当社の市場占有率が低下したことから、売上ではなく販売数における市場占有率を高めることが長期的には優先されると判断し、2024年2月より、1個あたり約75円の販売価格の値下げを行いました。同時に、配送料を商品価格と切り分けた商品価格表示への見直しを行いました。

製造面においては、2022年10月より外部委託していた製品の一部を内製化しており、さらに2024年4月末日より内製化割合を引き上げたことで製造費は増加しましたが、外部委託食材の仕入れ額が減少したことで、売上総利益は上昇しました。

販売管理費においては、2024年4月より配送拠点を加須倉庫に一元化したことに伴い、その準備のために自動化する設備を導入したことで減価償却費が増加しました。また、一元化に伴い物流量が増加したため運賃が増加しました。

この結果、当事業年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

a. 財政状態

当事業年度における財政状態は、総資産は9,875,074千円(前事業年度末比3.3%増)となりました。負債は3,451,259千円(同5.3%減)、純資産は6,423,815千円(同8.6%増)となりました。

b. 経営成績

当事業年度における経営成績は、売上高は13,555,288千円(前事業年度比10.5%増)、営業利益は768,408千円(同14.7%増)、経常利益は965,529千円(同12.6%増)、当期純利益は668,053千円(同10.9%増)となりました。

販売先別の経営成績は次のとおりであります。なお、当社は食材製造販売事業の単一セグメントであるため、販売区分別に記載しております。

(FC加盟店)

出店数を増加させる施策として、オンデマンド配信型のFC説明会の実施、FCオーナー募集広告の強化、FC説明会参加者へのインセンティブ付与および開業の負担を軽減した契約プランの提案等を行いました。同時に、撤退店舗数を減少させる施策として、外部のM&Aサイトを利用した撤退店舗の近隣オーナーへの引継ぎ強化等を行いました。その結果、当事業年度末における店舗数は11店舗減少し、959店舗となりました。また、原材料価格や人件費の上昇に伴い、2023年9月より3%の卸価格の改定を行いました。

この結果、当事業年度の売上高は8,865,568千円(前事業年度比4.0%増)となりました。

(高齢者施設等)

高齢者施設向け食材販売では、冷蔵食材である「まごころ食材」と冷凍食材である「こだわりシェフ」及び「おてがるシェフ」を展開しております。高齢者施設においては、冷蔵食材より利便性の高い冷凍食材の需要の高まりから、営業活動は冷凍食材を中心とした新規営業を進めてまいりました。特に、「こだわりシェフ」よりもお手頃な価格である「おてがるシェフ」の需要が高まっていることから、積極的に営業活動を行ってまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は1,546,302千円(前事業年度比16.7%増)となりました。

(直販・その他)

ECを主体とした冷凍弁当の直接販売(BtoC)においては、原材料価格や人件費の上昇に伴い、2023年10月より1個あたり約20円の値上げを行いました。しかしながら、販売数が減少したことに伴い、当社の市場占有率が低下したことから、売上ではなく販売数における市場占有率を高めることが長期的には優先されると判断し、2024年2月より、1個あたり約75円の販売価格の値下げを行いました。同時に、配送料を商品価格と切り分けた商品価格表示への見直しを行いました。

この結果、当事業年度の売上高は3,143,416千円(前事業年度比30.0%増)となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前事業年度より242,431千円減少し、1,265,092千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、1,315,257千円(前事業年度は1,201,428千円の獲得)となりました。

収入の主な内訳は、税引前当期純利益955,920千円、減価償却費797,865千円であり、支出の主な内訳は、法人税等の支払額292,069千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、1,157,136千円(前事業年度は937,873千円の使用)となりました。

支出の主な内訳は、有形固定資産の取得による支出1,074,228千円、無形固定資産の取得による支出88,898千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、400,553千円(前事業年度は230,876千円の使用)となりました。

支出の主な内訳は、長期借入金の返済による支出239,400千円、配当金の支払額162,635千円であります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当事業年度の実績は、以下のとおりであります。なお、当社は食材製造販売事業の単一セグメントであり、販売区分ごとに製造を分けておりませんので販売区分別の記載はしていません。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日)	
	金額(千円)	前事業年度比(%)
食材製造販売事業	6,319,884	114.5
合計	6,319,884	114.5

(注) 金額は製造原価によっております。

b. 受注実績

当社は、概ね受注から販売までの期間が短いため、受注実績に関する記載を省略しております。

c. 販売実績

当事業年度における販売実績を販売区分別に示すと、以下のとおりであります。

販売区分の名称	当事業年度 (自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日)	
	金額(千円)	前事業年度比(%)
F C加盟店	8,865,568	104.0
高齢者施設等	1,546,302	116.7
直販・その他	3,143,416	130.0
合計	13,555,288	110.5

(注) 1. 当社は食材製造販売事業の単一セグメントであるため、販売区分別の販売実績を記載しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 主要な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績の10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者により一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されています。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っていますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらと異なることがあります。当社の財務諸表を作成するにあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりです。

(貸倒引当金)

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、期末日現在に保有する債権の信用リスクが、外部環境等の変化によって過去に有していた債権の信用リスクと著しく異なる場合には、貸倒実績率を補正すること等が必要となり、貸倒引当金の金額が増減する可能性があります。

(固定資産の減損処理)

減損損失は、減損の兆候が見られる資産グループについて減損損失の認識を判定し、当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損

失を計上することとしています。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては決算時点で入手可能な情報に基づき合理的に判断していますが、経営環境の変化や地価の変動等、前提とした条件や仮定に変更が生じ回収可能価額が減少した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

(繰延税金資産)

繰延税金資産の回収可能性は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性に基づき、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかにより判断しています。

当該見積り及び仮定について、外部環境の変化等により見直しが必要となった場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の当事業年度の経営成績は次のとおりであります。

当事業年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症が5類に見直され、回復が期待されておりますが、地政学的リスクに起因するエネルギー・原材料価格の上昇や為替変動など、不確実性が高まっております。

高齢者向け配食市場では、急速に高齢化が進んでおります。しかしながら、エネルギー・原材料価格の上昇や配達人材不足により不安定な状況が続いております。高齢者施設向け市場では、人材不足による経営難で倒産する施設が増加していることから、コスト削減を目的としたサービスの外部委託が増加しており、需要が拡大しております。冷凍弁当市場では、中食需要の増加により競争が激化しております。今後は共働き世帯や単身世帯の増加に伴い市場は拡大すると見込まれます。

このような状況の中、FC加盟店においては、オンデマンドFC説明会や撤退店舗の引継ぎ強化を進めました。その結果、当事業年度末における店舗数は11店舗減少し959店舗となりました。また、2023年9月に原材料価格の上昇に伴い卸価格を3%改定しました。高齢者施設等においては、冷凍食材の需要が増加していることから、営業活動を冷凍食材中心に進めてまいりました。直販・その他においては、冷凍弁当の価格を2023年10月に20円引き上げましたが、販売数減少により2024年2月に75円引き下げました。

製造面においては、内製化を進めたことで製造費は増加しましたが、外部委託食材の仕入れ額が減少し売上総利益は上昇しました。

販売管理費においては、配送拠点を加須倉庫に一元化し、自動化設備を導入したことで減価償却費が増加しました。また、物流量が増加したことで運賃が増加しました。

この結果、当事業年度の売上高は13,555,288千円(前事業年度比10.5%増)、営業利益は768,408千円(同14.7%増)、経常利益は965,529千円(同12.6%増)、当期純利益は668,053千円(同10.9%増)となりました。

当事業年度の財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況 a. 財政状態」に記載しております。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、「3 事業等のリスク」に記載のとおり、食品の安全性への信頼を揺るがす事故・事件の発生等、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があるとして認識しております。

そのため、当社は、定期的な第三者機関による品質・安全性の検査の実施等により、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散し、リスクの発生を抑え、適切に対応していく所存であります。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する業績への影響は軽微であると考えておりますが、今後の事業及び業績に対する影響につきましては、注視していく必要があるものと考えております。

(4) 経営戦略の現状と見通し

当社の属する高齢者向け配食サービス市場は、団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて、後期高齢者人口及び一人暮らし高齢者世帯は拡大傾向にあります。

フランチャイズを展開しているFC加盟店では、エネルギー・原材料価格の上昇に加え慢性的な配達人材の不足等により、FC加盟店の開業数と撤退数が拮抗している状況が継続しております。このような状況から、FCオー

ナー募集広告の強化、FC説明会参加者へのインセンティブ付与、新たな契約プランの追加、外部のM&Aサイトを利用した撤退店舗の近隣オーナーへの引継ぎ強化等の施策を継続することで、売上拡大を目指します。また、年間約12店舗程度の増加を見込み、期末店舗数は971店舗前後となることを予想しております。

高齢者施設等では、介護にあたる人材不足が一層深刻化しており、介護に従事されるスタッフの負担軽減や業務の効率化が求められています。このような状況から、完調品である冷凍商材の需要が高まっており、冷凍商材の営業強化を継続することで売上の拡大を見込んでいます。

直販・その他では、EC販売（BtoC）において、当事業年度では市場全体の競争が激化している中、値下げを行ったことで販売数は増加し売上は拡大傾向にあります。引き続きWEBプロモーションやSNSを活用した販売促進活動を行うことで売上がさらに拡大すると予想しております。また、OEM販売においては、当事業年度に複数の新規取引先を獲得したことから、翌事業年度では既存の取引先の売上拡大に力を注いでまいります。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フロー

当事業年度のキャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

財政政策

当社の運転資金需要のうち主なものは、原材料及び貯蔵品の調達や製造費、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、生産設備への投資等によるものであります。当社は、事業運営上必要な資金の流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資等は自己資金で賄うことを基本方針としております。

なお、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、1,265,092千円となっております。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針につきましては、この文中に記載したほか、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、フランチャイズ加盟者との間で、「フランチャイズチェーン加盟契約書」を締結しております。契約内容の要旨は、以下のとおりであります。

名称	フランチャイズチェーン加盟契約書	
内容	当社がフランチャイズ本部となり、FC加盟店に対し「まごころ弁当」、「配食のふれ愛」又は「宅食ライフ」の商標を使用し、フランチャイズ本部が開発したノウハウに基づきフランチャイズ本部が指定した地域で店舗を開業、運営する権利を付与する。	
契約期間	本契約の締結日から5年間	
契約条件	加盟金	50万円(消費税等別)
	保証金	40万円
	ロイヤリティ	店舗の月間売上の5%ただし上限は10万円(消費税等別)

(注) 契約条件は通常プランの場合であります。ゼロプランの場合、月額3万円の会費のほかは加盟金及びロイヤリティは無料となりますが、食材の卸値等が通常プランと異なります。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度における設備の新設、改修等に伴う設備投資等の総額は1,113,940千円であります。

その主なものは、加須倉庫の改修に係る投資（332,116千円）、栃木工場の製造設備改善（351,271千円）であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社の主要な設備は、以下のとおりであります。

2024年7月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額							従業員数 (人)
		建物 (千円)	構築物 (千円)	機械及び 装置 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	リース資 産 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都新宿区)	業務統括設備	10,254					15,274	25,528	45
群馬工場 (群馬県邑楽郡邑楽町)	食品製造設備	434,967	8,844	299,161	9,557 (2,847.05)	1,856	21,387	774,999	54(93)
栃木工場 (栃木県足利市羽刈町)	食品製造設備	1,780,165	82,356	746,713	209,683 (8,782.47)		22,628	2,841,020	135(92)
寄宿舍 (群馬県邑楽郡邑楽町)	寄宿舍	53,223	3,036		33,473 (1,417.31)		111,385	89,845	
第二寄宿舍 (群馬県邑楽郡邑楽町)	寄宿舍	64,149	1,018				82,665	65,250	
従業員社宅 (群馬県館林市他)	従業員社宅	31,920	241		41,925 (1,286.03)		1,359	75,446	
コールセンター (栃木県足利市)	業務統括設備	379					35,453	35,832	15(7)
駐車場 (栃木県足利市)	賃貸駐車場				31,385 (1,249.95)			31,385	
赤岩カットセンター (群馬県邑楽郡千代田町)	食品製造設備	87,210	4,222	74,753	25,229 (2,292.72)		3,505	194,836	5(11)
直営店 (東京都世田谷区他)	直営店	24,527			10,600 (278.48)		1,690	36,818	10(12)
加須倉庫 (埼玉県加須市)	物流センター	622,133	51,708	433,165	287,356 (12,153.89)		66,718	1,459,875	41(144)

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具及び工具、器具及び備品であります。なお、金額には消費税等を含めておりません。
2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外数で記載しております。
3. 当社は食材製造販売事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。
4. 帳簿価額は減損損失計上後の金額であります。
5. コールセンターは2024年3月に埼玉県加須市から栃木県足利市に移転しております。
6. 2024年7月に賃貸用として駐車場を取得いたしました。
7. 2023年12月に遊休資産としていた旧赤岩物流センターを赤岩カットセンターとして稼働いたしました。

3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。

- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	32,000,000
計	32,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2024年7月31日)	提出日現在 発行数(株) (2024年10月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,860,400	10,860,400	東京証券取引所 (スタンダード市場)	単元株式数は100株であります。
計	10,860,400	10,860,400		

(注) 提出日現在発行数には、2024年10月1日から本有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2015年5月20日	2016年2月15日	2016年10月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 31	当社取締役 4 当社従業員 37	当社取締役 4 当社従業員 43
新株予約権の数(個)	170(注) 1	650(注) 1	595(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 13,600 (注) 1, 5	普通株式 52,000 (注) 1, 5	普通株式 47,600 (注) 1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	42(注) 2, 5	124(注) 2, 5	324(注) 2, 5
新株予約権の行使期間	自 2017年5月21日 至 2025年5月20日	自 2018年2月16日 至 2026年2月15日	自 2018年10月29日 至 2026年10月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 42(注) 5 資本組入額 21(注) 5	発行価格 124(注) 5 資本組入額 62(注) 5	発行価格 324(注) 5 資本組入額 162(注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項			

当事業年度の末日(2024年7月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年9月30日)現在においてこれらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、80株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、次の各事由が生じたときは、各算式により調整された行使価額に新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1 円未満の端数を切り上げる。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む。)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

(3) 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の権利行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合で、取締役会が認めた場合はこの限りでない。また、新株予約権の相続を認めないものとする。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議)がなされたとき、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

(2) 新株予約権者が、「新株予約権の行使の条件」に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合若しくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

5. 2017年3月4日付で普通株式 1 株につき20株、2018年5月1日付で普通株式 1 株につき 2 株、2019年10月1日付で普通株式 1 株につき 2 株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年10月1日 (注) 1	5,308,200	10,616,400		710,656		700,656
2019年10月1日～ 2020年7月31日 (注) 2	72,400	10,688,800	5,447	716,103	5,447	706,103
2020年8月1日～ 2021年7月31日 (注) 2	81,200	10,770,000	8,033	724,137	8,033	714,137
2021年8月1日～ 2022年7月31日 (注) 2	22,400	10,792,400	1,508	725,645	1,508	715,645
2022年8月1日～ 2023年7月31日 (注) 2	50,400	10,842,800	4,640	730,286	4,640	720,286
2023年8月1日～ 2024年7月31日 (注) 2	17,600	10,860,400	1,101	731,387	1,101	721,387

(注) 1. 株式分割によるもの(1:2)であります。

2. 新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2024年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		8	22	57	30	22	8,109	8,248	
所有株式数 (単元)		9,067	2,499	40,902	1,605	71	54,371	108,515	8,900
所有株式数 の割合(%)		8.3	2.3	37.7	1.5	0.1	50.1	100.0	

(注) 自己株式422株は、「個人その他」に4単元、「単元未満株式の状況」に22株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2024年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社近江屋	東京都世田谷区北沢5丁目30-10	4,000,000	36.83
清水 貴久	東京都世田谷区	1,976,800	18.20
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂イン ターシティAIR	636,600	5.86
株式会社日本カストディ銀行(信 託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	230,300	2.12
中村 剛	大阪府大阪市西区	150,300	1.38
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13番1号	74,394	0.68
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋2丁目4-2	49,900	0.45
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	47,300	0.43
J.P.Morgan Sec urities plc (常任代理人 JPMorgan 証 券株式会社)	25 Bank Street Canar y Wharf London UK (東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング)	39,000	0.35
シルバーライフ社員持株会	東京都新宿区西新宿4丁目32-4 ハイネス ロフティ2F	36,600	0.33
計		7,241,194	66.67

(注)1. 信託銀行等の信託業務に係る株式数については、当社として網羅的に把握することができないため、株主名簿上の名義での所有株式数を記載しております。

2. 2023年9月25日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、みずほ証券株式会社及びその共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社が2023年9月15日時点で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年7月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該大量保有報告書の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	44,600	0.41
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	404,100	3.73
計		448,700	4.14

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,851,100	108,511	権利内容に何ら制限のない、当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 8,900		
発行済株式総数	10,860,400		
総株主の議決権		108,511	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式22株が含まれております。

【自己株式等】

2024年7月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社シルバーライフ	東京都新宿区西新宿四丁目32番4号	400	-	400	0.00
計		400	-	400	0.00

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数	422		422	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2024年10月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる取得自己株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題であると認識しております。しかしながら、現状におきましては、未だ成長過程にあることから、内部留保を充実させ経営基盤の安定化を図るとともに、事業拡大のための投資等によって一層の企業価値向上を図る方針であります。

財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、内部留保とのバランスを取りつつ、配当性向30%を目途に中長期的に安定し、継続して配当を実施してまいります。

当社は年1回の期末配当を基本方針としておりますが、将来的な中間配当の実施に備え、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、これら剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期の期末配当におきましては、上記方針に則り1株当たり15円としております。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2024年10月29日 定時株主総会決議	162,899	15.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、公正で透明性の高い経営を行い、企業価値を継続的に高め企業の社会的責任を果たし、当社の全てのステークホルダー(利害関係者)から信頼を得ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

また、コンプライアンスの徹底を図るとともに、積極的かつ迅速な情報開示による透明性・健全性の向上と効率経営を実現するための施策並びに組織体制の継続的な改善・強化に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

a．取締役会

当社の取締役会は、取締役(監査等委員であるものを除く。)4名、社内取締役である監査等委員1名及び社外取締役である監査等委員3名で構成されております。議長は代表取締役が務めており、当社の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する機能を有しております。

取締役会は、毎月1回の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ効率的な経営監視体制をとっております。また、取締役会の議決権を有する監査等委員が取締役会での審議に加わることで経営に対する牽制機能を発揮しております。

当事業年度における取締役会の開催状況及び各取締役の出席状況は以下のとおりであります。

氏名	会社における地位	開催回数	出席回数
清水 貴久	代表取締役社長	19回	19回
戸井 丈嗣	取締役	19回	19回
増山 弘和	取締役	19回	19回
横田 啓	取締役	19回	19回
齋藤 玲子	取締役・常勤監査等委員	19回	19回
深町 周輔	社外取締役・監査等委員	19回	19回
橋元 秀行	社外取締役・監査等委員	19回	19回
長谷川 直哉	社外取締役・監査等委員	19回	17回

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会があったものとみなす書面決議が3回ありました。

取締役会におきましては、各部門の月次活動状況、予算・経営計画の策定、決算の状況、社内規程の制改定、株主総会の招集及び付議事項、適時開示、内部統制評価、その他重要な経営戦略に関する内容について意見交換を実施し、検討・決定を行っております。

b．監査等委員会

当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名及び社外取締役である監査等委員3名で構成されており、議長は常勤監査等委員が務めております。

監査等委員会では、ガバナンスのあり方とその運用状況を監視し、取締役会への出席に加え、常勤監査等委員を中心に、日常的活動を含む取締役の職務執行の監査を行っております。

監査等委員会は、毎月1回の定例監査等委員会に加え、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、迅速かつ効率的な経営監視体制をとっております。

c．指名・報酬委員会

当社の指名・報酬委員会は、取締役(監査等委員であるものを除く。)2名、社外取締役である監査等委員3名で構成されており、議長は社外取締役である深町周輔氏が務めております。

指名・報酬委員会は、取締役の指名・報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性・客観性及び公正性を図り、取締役会の監督機能の強化、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実を図ることを目的として設置されており、取締役会からの諮問に応じて、取締役会の構成や取締役の選任及び解任に関する事項、取締役の報酬に関する事項など、取締役会が必要と認めた事項について審議をし、取締役会への答申を行うこととしています。

当事業年度における指名・報酬委員会の開催状況及び各委員の出席状況は以下のとおりであります。

氏名	会社における地位	開催回数	出席回数
清水 貴久	代表取締役社長	5回	5回
増山 弘和	取締役	5回	5回
深町 周輔	社外取締役・監査等委員	5回	5回
橋元 秀行	社外取締役・監査等委員	5回	5回
長谷川 直哉	社外取締役・監査等委員	5回	5回

指名・報酬委員会におきましては、取締役の選任、取締役報酬、取締役会の実効性評価等の内容について意見交換を実施し、取締役会への答申・決定を行っております。

d. 経営会議

経営会議は、当社の業務執行に関する情報共有を図り、代表取締役社長及び取締役会を補佐することを目的とし、議長は代表取締役が務めております。

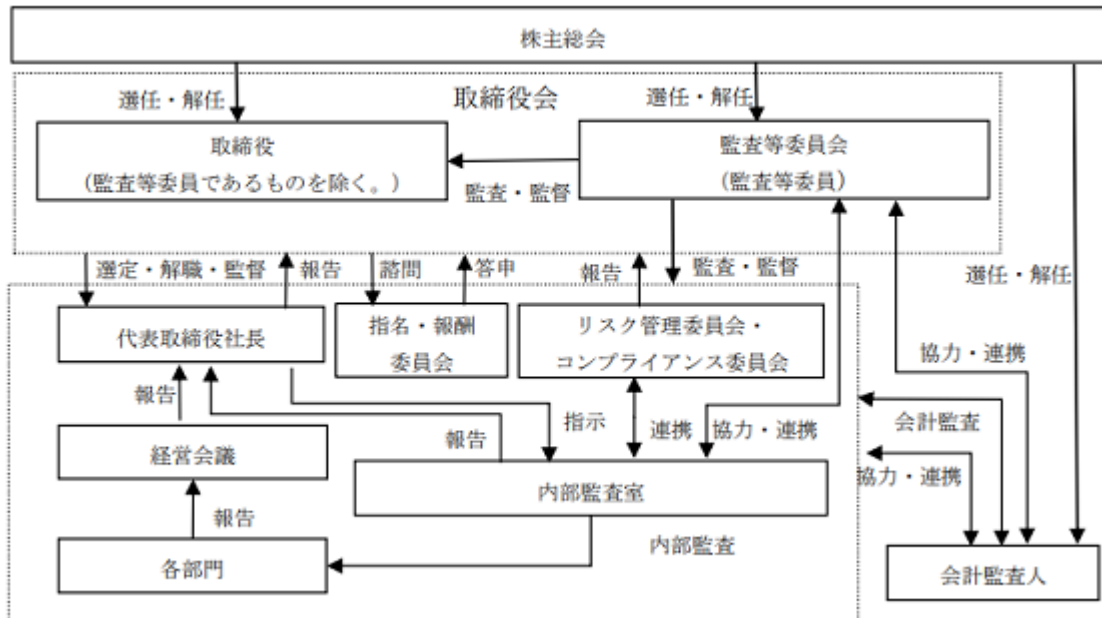
経営会議には、取締役はいつでも出席して意見を述べる体制としております。

e. 内部監査室

内部監査室は、代表取締役社長直轄の組織として設置しており、当社の会計監査、業務監査、システム監査、内部統制評価、個人情報保護監査を実施しております。業務遂行上特に必要があるときは、代表取締役社長の命により別に指名された外部の者を加えて監査を行うことができ、当社の業務全般の監査を行っております。

ロ. 企業統治の体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社であります。これは、当社の会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮するため、当社にとって最適な体制であると判断しているためです。なお、提出日現在における当社の企業統治の体制の概要図は、次のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備状況

当社取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制(いわゆる内部統制システム)に関する基本方針は、次のとおりであります。

a．当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令・定款及び社会規範を順守するための「企業倫理行動憲章規程」を制定し、全社に周知・徹底する。
- (2) 当社は、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、当社のコンプライアンス体制の構築・維持にあたる。
- (3) 当社のコンプライアンス担当者は、当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)、監査等委員及び使用人に対し、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- (4) 当社は、内部通報制度を設け、当社の使用人が、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
- (5) 当社は、「健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。」ことを宣し、当社は、これに基づき、毅然とした態度で臨むものとする。
- (6) 内部監査部門は、当社の法令及び定款の順守体制の有効性について監査を行い、是正や改善の必要があるときには、当該主管部門及び被監査部門は、速やかにその対策を講ずる。

b．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役(監査等委員であるものを除く。)の職務の執行に関わる情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保管及び管理を行う。
- (2) 取締役(監査等委員であるものを除く。)及び監査等委員は、これらの文書等を、常時閲覧できる体制とする。

c．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は「リスク管理規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種のリスクに対応する部署または組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
- (2) 当社は、リスク管理委員会を設置し、当社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- (3) 当社は、危機発生時には、緊急事態対応体制をとり、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。
- (4) 内部監査部門は、当社のリスク管理体制について監査を行い、是正や改善の必要があるときには、当該主管部門及び被監査部門は、速やかにその対策を講ずる。

d．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、各取締役(監査等委員であるものを除く。)の業務執行機

能を分離する。

- (2) 「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、取締役(監査等委員であるものを除く。)の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- (3) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

e. 当社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役会は、当社の経営計画を決議し、経営企画部門はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
- (2) 内部監査部門は、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。

f. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び当該使用人の当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、必要に応じ監査等委員会の職務を補助する監査等委員会事務局を置き、同事務局に属する使用人は、専ら監査等委員会の指示に従って、その職務を補助することができる。なお、監査等委員会の職務を補助する取締役は置かない。
- (2) 当社の監査等委員会は、その職務の必要に応じて、管理部門及び内部監査部門に属する使用人を、一定期間、特定の監査のための職務を補助する者として指名することができる。(以下、(1)の使用人と合わせて監査職務補助者という。)
- (3) 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、監査職務補助者に対して、監査等委員会の指揮命令に従うことを指示するとともに、当該監査職務補助者がその指示を受けた職務を執行することができるように、その者のその他の業務につき適切な配慮をしなければならない。
- (4) 監査職務補助者の解雇、配転、考課、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項に関しては、当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)はあらかじめ監査等委員会あるいは監査等委員(社内取締役)に相談することを要する。
- (5) 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、上記(1)ないし(4)の具体的な運用の細目を監査等委員会と協議して定め、各項目の内容と合わせて当社内に公表することを要する。

g. 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制並びに監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、当社に関する以下に例示する事項等を監査等委員会に報告する。ただし、監査等委員(社内取締役)あるいは監査等委員会から指名を受けた監査等委員が出席した会議等については、この報告を省略することができる。

経営会議で報告された重要な事項

業務報告会等で報告された重要な事項

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

内部監査に関する重要な事項

重大な法令・定款違反に関する事項

その他コンプライアンス・リスク管理上重要な事項

- (2) 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)及び使用人は、上記(1)の 、 及び に関する重要な事実を発見した場合は、a.(2)のコンプライアンス委員会及びc.(2)のリスク管理委員会への報告、a.(4)の内部通報制度に基づく通報、もしくは監査等委員会に直接報告できるものとする。
- (3) 上記(2)に基づき報告を行った取締役(監査等委員であるものを除く。)及び使用人が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けることを禁じるものとする。

h. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (2) 監査等委員会が、独自の外部専門家(弁護士・公認会計士等)を求めた場合、当社は、監査等委員会の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、その費用を負担する。

i. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会には、法令に従い、社外取締役である監査等委員を含み、公正かつ透明性を担保する。

- (2) 監査等委員会あるいは監査等委員（社内取締役）は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- (3) 監査等委員会あるいは監査等委員（社内取締役）は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- (4) 監査等委員会あるいは監査等委員（社内取締役）は、監査業務に必要と判断した場合は、当社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

j．財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 信頼性のある財務報告の作成及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「内部統制規程」を定め、内部統制が有効に機能するための体制を構築する。
- (2) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行う。
- (3) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。
- (4) 内部監査部門は、当社の財務報告に係る内部統制について監査を行い、是正や改善の必要があるときには、当該主管部門及び被監査部門は、速やかにその対策を講ずる。

k．反社会的勢力の排除に向けた体制

- (1) 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力排除規程」を定め、当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)、監査等委員及び使用人に周知徹底する。
- (2) 平素より、関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

ロ．リスク管理体制の整備状況

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、リスク管理を強化するため、「リスク管理規程」を制定し、リスク情報を早期に把握・共有することでリスクの顕在化を未然に防止する体制の構築に努めております。

具体的には、リスク管理委員会を設置し、リスクの識別、分析評価及びその予防と対応策の検討、不祥事、トラブルに対する迅速な対応及び状況の総括的把握、リスクの顕在化に対する再発防止策検討と実施指示等を行っております。

また、法律事務所及び会計事務所等の法務・会計専門家並びに外部の専門家との相談や意見交換を通じて、事業に係るリスクをはじめとする諸情報を得て、最善と考えられる経営判断を行うよう努めております。

ハ．コンプライアンス体制の整備状況

当社は、コンプライアンス体制については「コンプライアンス規程」を制定し、これに従い全役職員が倫理・コンプライアンスに対する意識の向上を図るとともに、社会倫理に適合した行動と、法令の順守を実施することを周知徹底しております。

コンプライアンスの徹底を図るため、取締役会直轄の組織としてコンプライアンス委員会を設置し、当社の業務運営に関する勧告や是正等必要な処置を行うこととしております。また部門業務に関連するコンプライアンスの徹底を推進するため、各部門長をコンプライアンス推進責任者に任命し、各部門にコンプライアンス推進担当者を設置しております。

ニ．取締役の定数

当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)の定数は8名以内、監査等委員の定数は6名以内とする旨を定款に定めております。

ホ．取締役選任の決議要件

取締役の選任決議に関しては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

へ．株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨を定款に定めております。

ト．責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく責任限定が認められるのは、当該監査等委員が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

チ．役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役(当事業年度中に在任していたものを含む。)を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

リ．取締役会で決議することができる株主総会決議事項

a．中間配当

当社は、会社法第454条第5項の定めにより、取締役会の決議によって毎年1月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

b．取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の定めにより、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が期待される役割を十分に発揮することができる環境整備のためであります。

また、当社は、2018年10月29日開催の第11回定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

c．自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の実行を可能にするためであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性2名 (役員のうち女性の比率 25%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	清水 貴久	1974年7月31日生	1998年4月 警視庁入庁 1999年9月 株式会社ベンチャーリンク入社 2002年2月 有限会社マーケット・イン設立 代表取締役 2009年9月 当社入社 FC開発部長 2012年9月 当社代表取締役社長(現任)	(注) 2	5,976,800 (注) 5
取締役副社長兼 生産部長	横田 啓	1986年4月21日生	2013年4月 当社入社 2020年12月 当社生産部長 2021年10月 当社取締役生産部長(現任) 2024年10月 当社取締役副社長(現任)	(注) 2	800
取締役 営業部長	戸井 丈嗣	1977年7月15日生	2001年4月 株式会社ガイア入社 2002年6月 有限会社マーケット・イン入社 2007年10月 当社設立 代表取締役 2012年9月 当社取締役営業部長(現任)	(注) 2	31,200
取締役 管理部長	増山 弘和	1969年6月25日生	1990年4月 天馬株式会社入社 2002年9月 日東工業株式会社(現シンジータック株式会社)入社 2004年9月 日本電産コパル株式会社(現ニデックプレジジョン株式会社)入社 2006年9月 野村貿易株式会社入社 2018年7月 当社入社 2020年9月 当社管理部長 2020年10月 当社取締役管理部長(現任)	(注) 2	800
取締役 (監査等委員)	齋藤 玲子 (現姓:須田)	1970年6月15日生	1992年4月 第百生命保険相互会社(現マニユライフ生命保険株式会社)入社 2002年8月 アライドテレス株式会社(現アライドテレスホールディングス株式会社)入社 2005年10月 ブックオフコーポレーション株式会社(現ブックオフグループホールディングス株式会社)入社 2007年6月 同社コーポレートコミュニケーション室長 2017年7月 当社入社 2018年4月 当社管理部次長兼経営企画課長 2022年10月 当社取締役(常勤監査等委員) 2024年10月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	1,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	橋元 秀行	1964年1月25日生	1991年10月 中央新光監査法人入所 1995年4月 公認会計士登録 2000年1月 橋元公認会計士事務所開設 所長(現任) 2000年4月 税理士登録 2007年5月 東陽監査法人入所 2014年6月 東陽監査法人代表社員 2015年6月 新電元工業株式会社社外取締役 2019年10月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年8月 東陽監査法人シニアパートナー	(注)4	
取締役 (監査等委員)	長谷川 直哉	1958年11月7日生	1982年4月 安田火災海上保険株式会社(現損害保険ジャパン株式会社)入社 2006年4月 国立大学法人山梨大学大学院持続可能社会形成専攻准教授 2007年4月 法政大学大学院環境マネジメント研究科兼任講師 2008年4月 中央大学大学院国際会計研究科兼任講師、芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科兼任講師 2011年4月 法政大学人間環境学部人間環境学科教授(現任) 2013年9月 山梨県立大学国際関係学部兼任講師 2020年2月 株式会社バネイル顧問 2020年4月 サッポロホールディングス株式会社サスティナビリティ・シニアアドバイザー 2021年3月 岡部株式会社社外取締役(現任) 2021年6月 日産東京販売ホールディングス株式会社社外取締役(現任) 2022年4月 日経広告研究所客員研究員(現任) 2022年10月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	
取締役 (監査等委員)	清水 光 (現姓: 田村)	1976年12月12日生	2003年4月 最高裁判所司法研修所入所 2004年10月 札幌地方裁判所判事補任官 2009年7月 米国ジョージワシントン大学客員研究員として派遣 2014年10月 新潟地方裁判所判事任官 2016年4月 清水法律事務所入所 2016年6月 清水法律事務所弁護士(現任) 2017年5月 学校法人東京家政学院評議員(現任) 2020年12月 独立行政法人日本学術振興会協力会監事(現任) 2021年5月 公益財団法人日本野球連盟理事・コンプライアンス委員会委員長(現任) 2021年9月 清水法律事務所弁理士(現任) 2023年5月 学校法人藤村学園理事(現任) 2024年4月 東京弁護士会業務改革委員会副委員長(現任) 2024年6月 公益財団法人日本ソフトボール協会理事(現任) 2024年10月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	
計					6,010,600

- (注) 1. 橋元秀行氏、長谷川直哉氏及び清水光氏は、監査等委員である社外取締役であります。また橋元秀行氏、長谷川直哉氏及び清水光氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として届け出ております。
2. 2024年10月29日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
3. 2024年10月29日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
4. 2023年10月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
5. 清水貴久氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社近江屋が所有する株式数(4,000,000株)を含んでおります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名で、当社との間には特別な利害関係はありません。

社外取締役の橋元秀行氏は、公認会計士及び税理士として財務・会計に関する相当程度の知見及び企業経営に関する十分な見識を有しており、当社の更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、それらを当社の監査、監督に反映していただいております。

社外取締役の長谷川直哉氏は、大学教授として、サステナビリティやコーポレート・ガバナンスといった分野に精通し、高い見識・専門性を有しております。当社の更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、それらを当社の監査、監督に反映していただいております。

社外取締役の清水光氏は、長年裁判官及び弁護士としての職歴を通じ、法務・コンプライアンスに関する豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、当社の更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、それらを当社の監査、監督に反映していただいております。

社外取締役は、業務執行の妥当性、適法性を客観的に評価是正する機能を有しており、企業経営の透明性を高めるために重要な役割を担っております。また、取締役会等の重要な会議体に参加し、豊富な経験と幅広い知見から取締役会等の意思決定における適正性を確保するため、経営陣から独立した中立的な立場で助言・提言を行っております。

なお、当社は社外取締役の独立性に関する基準や方針について明確な定めを行っていませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準を参考に、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役を選任することを基本方針としております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員である社外取締役は、取締役会などの重要な会議に参加し、社外で得られる知見や見識及び専門的な知識を活用し、継続的な監査を行っております。

監査等委員、会計監査人、内部監査室は必要に応じて情報共有・意見交換を実施し、適時会計監査人の往査に立会うなど、組織的な監査を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

イ．組織構成・人員

当社の監査等委員会は、監査等委員1名(社内取締役)と社外取締役である監査等委員3名の合計4名で構成されております。当社が監査等委員(社内取締役)を設置する理由は、役職員と日ごろからコミュニケーションを図り経営に関する情報を入手して社外監査等委員と情報を共有すること、監査等委員会の開催における会議運営の全般を行い、監査等委員会での活発な意見交換を促すためです。

当社の社外監査等委員は、会社と特別な利害関係をもたない独立した立場で、それぞれの得意な分野や知見を活かした監査を行っております。橋元秀行監査等委員は公認会計士及び税理士の資格を有し、財務・会計に関する相当程度の知識及び企業監査に関する長年の経験と高い見識を有しております。長谷川直哉監査等委員は大学教授として、サステナビリティやコーポレート・ガバナンスの分野に精通しており、それらについて高い見識と専門性を有しております。清水光監査等委員は弁護士であり、法務・コンプライアンスに関する豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。

ロ．監査等委員会の開催頻度及び監査等委員の出席状況

監査等委員会は原則として取締役会が開催される日に、取締役会の前に開催されるほか、適宜臨時監査等委員会が開催されます。開催日は、監査等委員全員が参加することを前提に、監査年度開始の最初の監査等委員会が年間計画が立てられます。第17期(2023年8月1日～2024年7月31日)の監査等委員会は24回開催され、各監査等委員の出席状況は次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数(出席率)
齋藤 玲子(常勤監査等委員)	24回	24回(100%)
深町 周輔(社外監査等委員)	24回	24回(100%)

橋元 秀行(社外監査等委員)	24回	24回(100%)
長谷川 直哉(社外監査等委員)	24回	21回(87%)

監査等委員会には、原則として管理部長が参加して、当日開催される取締役会の議題について事前説明を行い、監査等委員の議題についての理解を深めるとともに、議題に関係ない事項についても適宜監査等委員会と管理部長が意見交換を行うなど、情報共有を図っております。

毎月15日前後に開催される定例監査等委員会には内部監査室長が参加し、前月に実施した内部監査の報告を行うとともに、案件についての意見交換を行い、内部監査室との連携を図っております。

また、必要に応じコーポレート・ガバナンスやコンプライアンス関連、開示書類等の案件について、担当役員及び担当者を招聘し、監査等委員との意見交換を行います。

八．監査等委員の活動状況及び主な検討事項

監査年度開始の最初の監査等委員会で、年間の監査計画、重点監査項目、各監査等委員の監査分担等を決め、コーポレート・ガバナンス全般について全拠点をカバーする計画的な監査を行っております。

監査等委員の主な活動は次のとおりです。

- ・重要会議(取締役会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会)への出席、意見の表明、必要な提言
- ・代表取締役及び業務執行取締役へのヒアリング、意見交換
- ・各拠点への往査
- ・重要な決裁書類の閲覧(稟議書、取締役会議事録、経営会議の各報告書等)
- ・会計監査人との連携(四半期レビュー報告会・監査報告会への参加と意見交換)
- ・内部監査室との連携(内部監査の立会、監査等委員会での内部監査報告)
- ・三様監査の実施(年4回の監査法人との会合は、原則として内部監査室を含めた三様監査)
- ・内部統制システムの有効性監査
- ・開示資料(法定開示、適時開示等)の確認
- ・事故が起こった場合や内部通報に関する調査委員会等への参加

第17期の主な検討項目は次のとおりです。

- ・取締役会の実効性の確認
- ・任意の指名・報酬委員会で議論する内容の確認
- ・サステナビリティ情報開示への助言
- ・決算書類の確認
- ・重要な設備投資の妥当性、適正性の検討及び進捗状況の確認
- ・関連当事者取引の妥当性、適正性の検討及び進捗状況の確認
- ・会計監査の妥当性
- ・会計監査人の相当性、監査報酬の適正性の検討
- ・コーポレート・ガバナンスの課題及びコンプライアンスの状況についての検討
- ・K A M(監査上の主要な検討事項)の記載項目及び記載内容に関する会計監査人との意見交換

常勤監査等委員の活動状況は次のとおりです。

- ・監査等委員会開催に係る資料の準備、委員会の設営、議事運営、議事録の作成等
- ・独立社外取締役監査等委員への情報共有と監査等委員内のコミュニケーションの円滑化
- ・役職員との日ごろのコミュニケーションによる情報の入手と情報共有
- ・内部監査の立会
- ・直営店舗監査の立会
- ・監査の補助を目的とした会議(経営会議、リスク管理委員会事務局会議、コンプライアンス委員会事務局会議、棚卸確認会議等)への出席
- ・会計監査人担当者との日ごろの対話を通じたコミュニケーションの円滑化

内部監査の状況

イ．組織・人員

内部監査に関しては、代表取締役社長直轄の組織として内部監査室(内部監査担当者1名)を設置しております。その活動内容については、取締役会及び監査等委員会へ報告しております。

ロ．活動

「内部監査規程」に基づき、当社各部門の内部監査を実施することで、業務の適正性・適法性の確認を行っております。当事業年度においては、全部門に対して「業務執行の適正性・適法性」「内部統制の有効性」を目的に、内部監査を実施し、取締役会及び監査等委員会へ報告を行っております。

また、財務報告に係る内部統制についても、内部監査室が評価を実施しており、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、評価対象とする業務プロセスを選定しており、選定された業務プロセスの分析及び評価に際しては、会計監査人へ随時監査結果及び改善内容の報告を行い、その結果について、随時監査等委員会への共有を行っております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

ロ．継続監査期間

10年間

ハ．業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 齋藤 哲

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 内野 福道

ニ．監査業務における補助者の構成

公認会計士3名

その他の補助者21名

ホ．監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定方針は特に定めておりませんが、品質管理体制、独立性、専門性、監査費用及び実績を総合的に勘案し、検討した結果、適任と判断したためであります。なお、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任すること、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と判断した場合、会社法第399条の2第3項第2号に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関して株主総会に提出する議案の内容を決定することを定めております。

なお、太陽有限責任監査法人は、金融庁から2023年12月26日付で処分を受けており、その概要は以下の通りであります。

）処分対象

太陽有限責任監査法人

）処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで。但し、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規締結を除く。)
- ・業務改善命令(業務管理体制の改善)
- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部(監査業務に係る審査)に関与することの禁止3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで)

）処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

太陽有限責任監査法人より、処分の内容、業務改善計画およびその実施状況について説明を受け、金融庁への上記処分に関する業務改善報告が終了したことを確認しました。その結果、業務改善計画に基づいた取り組みが行われていることを確認できたことから、太陽有限責任監査法人の当社会計監査人としての適格性に影響はなく、当社の監査業務に影響を及ぼさないと判断しております。

ヘ．監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、会計監査人の品質管理体制、独立性の確保、不正リスク対策、経営者及び監査等委員とのコミュニケーション等の職務の適正を確保する体制において、特段の問題は見つからず、会計監査人として適正であると評価しております。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
18,520		17,900	

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(イ．を除く)

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

ニ．監査報酬の決定方針

当社は、監査報酬の決定方針を定めておりませんが、監査等委員会の同意に基づき、規模・特性・監査日数等を勘案した上で決定しております。

ホ．監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査等委員会で社内規程に基づき審議した結果、監査報酬の水準は適切と判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

取締役報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年7月29日付で、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置することを決議し、同年8月15日開催の取締役会において、取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬等の決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の内容は次のとおりです。

イ．取締役報酬の基本方針並びに構成割合

当社の取締役報酬は、経営目標を達成し持続的な成長を支える経営者としての原動力となるものであり、かつ報酬の決定プロセスが客観性、透明性の高いものであることを基本方針とする。原則として取締役報酬は確定額報酬のみで構成し(100%)、業績連動報酬及び非金銭報酬を採用する場合は、法令による定め、別途定める「役員規程」、その他関連規程に基づき決定する。

ロ．取締役報酬の算定方法

2018年10月29日開催の第11回定時株主総会において決議された上限額以内で、取締役の個別の業務執行状況と前期の会社目標達成状況、将来期待される役割等を勘案して指名・報酬委員会により原案が策定される。取締役の個別の報酬の詳細な算定方法は、別途定める取締役評価基準、その他関連規程に基づき算定される。

八．報酬等の付与時期・条件の決定に関する方針

最終的に決定された取締役報酬が確定額報酬のみである場合、当該報酬額を12分割したものを、毎月所定日に支給する。

その他支給に関する条件については、就任時に締結する委任契約及び当社の「役員規程」その他関連規程に定めるとおりとする。

二．報酬等の決定に係る委任に関する事項

a．委任を受ける者

指名・報酬委員会

b．委任する権限の内容

策定された原案をもとに、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会で各取締役の報酬案の妥当性が審議され、最終的に決定される。

c．権限の適切な行使のための措置

社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会において審議、決定されることで、手続きに公正性、客観性、透明性が確保されております。

なお、当事業年度の役員報酬については、指名・報酬委員会にて以下のとおり審議を実施いたしました。

2023年8月15日 取締役報酬に関する第1回審議

・各候補の報酬案について作成された報酬案に基づき、その策定根拠の詳細な検討

2023年9月15日 取締役選任・報酬に関する第2回審議

・業務執行部門から提出された第16回定時株主総会に諮る役員選任議案の役員候補について、各候補の選任理由、これまでの業務実績、取締役会への貢献等の詳細な検討のうえ、取締役候補者は当社の取締役として適任であるとの結論に到達

・第1回審議の内容をふまえてあらためて作成された報酬案に基づき、その策定根拠の詳細な検討

2023年10月26日 取締役選任・報酬に関する第3回審議

・選任された各取締役の報酬案について、適正であるとの結論に到達

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役(監査等委員 及び社外取締役を除く。)	54,658	54,658			4
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	9,000	9,000			1
社外役員	14,400	14,400			3

(注) 1．取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2018年10月29日開催の第11回定時株主総会において、年額200百万円以内(うち、社外取締役分は年額30百万円以内)と決議いただいております。当該株主総会終結時点における取締役(監査等委員を除く)の員数は、4名(うち社外取締役は0名)です。

2．取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2018年10月29日開催の第11回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点における取締役(監査等委員)の員数は、5名(うち社外取締役は4名)です。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2023年8月1日から2024年7月31日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、的確に対応するために、社内体制の構築、会計専門誌の購読、セミナーへの参加等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年7月31日)	当事業年度 (2024年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,507,524	1,265,092
売掛金	1,138,985	1,296,993
商品及び製品	420,316	417,266
原材料及び貯蔵品	45,642	112,768
前払費用	58,071	87,367
未収入金	381,663	403,401
その他	106,139	116,397
貸倒引当金	78,858	113,567
流動資産合計	3,579,485	3,585,719
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 3,733,475	1 4,065,599
減価償却累計額	697,423	957,667
建物(純額)	3,036,051	3,107,932
構築物	206,896	207,146
減価償却累計額	38,794	55,717
構築物(純額)	168,101	151,429
機械及び装置	2,366,110	2,805,655
減価償却累計額	944,782	1,251,861
機械及び装置(純額)	1,421,328	1,553,794
車両運搬具	34,260	110,537
減価償却累計額	17,087	39,696
車両運搬具(純額)	17,172	70,840
工具、器具及び備品	201,290	240,964
減価償却累計額	115,202	143,592
工具、器具及び備品(純額)	86,088	97,371
土地	1 575,900	1 649,211
リース資産	3,276	3,276
減価償却累計額	764	1,419
リース資産(純額)	2,511	1,856
建設仮勘定	52,085	76,932
有形固定資産合計	5,359,240	5,709,367
無形固定資産		
商標権	1,168	343
ソフトウェア	366,997	345,846
その他	31,513	10,326
無形固定資産合計	399,679	356,517
投資その他の資産		
長期貸付金	46,367	37,601
破産更生債権等	1,066	1,066
長期前払費用	28,427	30,904
繰延税金資産	105,370	103,459
その他	57,139	64,457
貸倒引当金	14,278	14,019
投資その他の資産合計	224,092	223,470
固定資産合計	5,983,012	6,289,355
資産合計	9,562,497	9,875,074

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年7月31日)	当事業年度 (2024年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	591,357	648,335
1年内返済予定の長期借入金	1 239,400	1 239,400
未払金	564,476	590,305
未払費用	31,383	40,985
未払法人税等	173,545	168,523
預り金	17,797	18,336
株主優待引当金	57,923	21,826
契約負債	8,681	5,956
リース債務	720	720
その他	67,497	84,215
流動負債合計	1,752,782	1,818,605
固定負債		
長期借入金	1 1,712,050	1 1,472,650
リース債務	2,042	1,321
預り保証金	163,290	149,901
長期契約負債	12,927	5,571
その他	3,210	3,210
固定負債合計	1,893,520	1,632,654
負債合計	3,646,302	3,451,259
純資産の部		
株主資本		
資本金	730,286	731,387
資本剰余金		
資本準備金	720,286	721,387
資本剰余金合計	720,286	721,387
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,466,578	4,971,996
利益剰余金合計	4,466,578	4,971,996
自己株式	956	956
株主資本合計	5,916,194	6,423,815
純資産合計	5,916,194	6,423,815
負債純資産合計	9,562,497	9,875,074

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月 31日)	当事業年度 (自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月 31日)
売上高	1 12,266,758	1 13,555,288
売上原価		
商品及び製品期首棚卸高	287,792	420,316
当期製品製造原価	5,519,832	6,319,884
当期商品仕入高	3,173,034	2,867,178
合計	8,980,659	9,607,380
商品及び製品期末棚卸高	420,316	417,266
売上原価合計	8,560,343	9,190,113
売上総利益	3,706,414	4,365,174
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	331,624	414,939
運賃	718,631	950,035
減価償却費	218,380	298,500
業務委託費	122,928	135,840
広告宣伝費	481,081	491,969
貸倒損失	2,362	7,704
貸倒引当金繰入額	20,929	43,605
株主優待引当金繰入額	25,055	-
その他	1,115,268	1,254,170
販売費及び一般管理費合計	3,036,262	3,596,766
営業利益	670,152	768,408
営業外収益		
受取利息	12,853	11,680
受取補償金	165,890	170,959
受取手数料	33,364	35,167
その他	17,520	26,225
営業外収益合計	229,629	244,032
営業外費用		
支払利息	4,456	4,717
賃貸費用	18,198	27,170
減価償却費	12,259	3,483
貸倒損失	3,368	5,376
貸倒引当金繰入額	1,532	4,702
その他	2,118	1,461
営業外費用合計	41,933	46,910
経常利益	857,848	965,529
特別損失		
固定資産除却損	2 1,320	2 9,108
その他	-	500
特別損失合計	1,320	9,608
税引前当期純利益	856,528	955,920
法人税、住民税及び事業税	267,195	285,956
法人税等調整額	13,238	1,910
法人税等合計	253,956	287,867
当期純利益	602,571	668,053

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)		当事業年度 (自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	3,235,251	58.6	3,648,525	57.7
労務費		864,165	15.7	1,157,563	18.3
経費		1,420,415	25.7	1,513,795	24.0
当期総製造費用		5,519,832	100.0	6,319,884	100.0
当期製品製造原価		5,519,832		6,319,884	

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、実際総合原価計算であります。

(注) 1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)	当事業年度 (自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日)
消耗品費(千円)	423,468	453,822
減価償却費(千円)	446,585	479,627

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	725,645	715,645	715,645	3,864,006	3,864,006	919	5,304,378	5,304,378
当期変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	4,640	4,640	4,640				9,281	9,281
自己株式の取得						36	36	36
剰余金の配当							-	-
当期純利益				602,571	602,571		602,571	602,571
当期変動額合計	4,640	4,640	4,640	602,571	602,571	36	611,816	611,816
当期末残高	730,286	720,286	720,286	4,466,578	4,466,578	956	5,916,194	5,916,194

当事業年度(自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	730,286	720,286	720,286	4,466,578	4,466,578	956	5,916,194	5,916,194
当期変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	1,101	1,101	1,101				2,203	2,203
自己株式の取得							-	-
剰余金の配当				162,635	162,635		162,635	162,635
当期純利益				668,053	668,053		668,053	668,053
当期変動額合計	1,101	1,101	1,101	505,417	505,417	-	507,620	507,620
当期末残高	731,387	721,387	721,387	4,971,996	4,971,996	956	6,423,815	6,423,815

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)	当事業年度 (自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	856,528	955,920
減価償却費	689,725	797,865
貸倒引当金の増減額（は減少）	19,765	34,449
株主優待引当金の増減額（は減少）	3,604	36,097
受取利息及び受取配当金	12,853	11,680
支払利息	4,456	4,717
有形固定資産除却損	1,320	8,029
無形固定資産除却損	-	1,079
売上債権の増減額（は増加）	119,846	158,007
棚卸資産の増減額（は増加）	150,112	64,075
仕入債務の増減額（は減少）	20,440	56,978
未払消費税等の増減額（は減少）	43,242	11,799
契約負債の増減額（は減少）	10,971	10,081
その他	12,401	9,611
小計	1,350,491	1,600,508
利息及び配当金の受取額	12,853	11,680
利息の支払額	4,400	4,861
法人税等の支払額	157,515	292,069
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,201,428	1,315,257
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	787,429	1,074,228
無形固定資産の取得による支出	171,387	88,898
貸付けによる支出	8,574	3,618
貸付金の回収による収入	12,580	12,389
敷金及び保証金の差入による支出	1,249	2,737
敷金及び保証金の回収による収入	13,372	1,345
預り保証金の返還による支出	8,000	6,800
預り保証金の受入による収入	18,470	11,337
その他投資の取得による支出	5,655	5,927
投資活動によるキャッシュ・フロー	937,873	1,157,136
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	239,400	239,400
ストック・オプションの行使による収入	9,281	2,203
自己株式の取得による支出	36	-
配当金の支払額	-	162,635
リース債務の返済による支出	720	720
財務活動によるキャッシュ・フロー	230,876	400,553
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	32,679	242,431
現金及び現金同等物の期首残高	1,474,844	1,507,524
現金及び現金同等物の期末残高	1,507,524	1,265,092

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法)を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
機械及び装置	2～17年
工具、器具及び備品	1～15年
車両運搬具	2～5年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却を行う方法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 株主優待引当金

株主優待券の利用による売上値引に備えるため、株主優待制度に基づき、発生すると見込まれる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引き渡し時点で収益を認識しております。

加盟金収入は、加盟店がサービスを受けるために契約締結時に支払う加盟金であり、当社は5年間の契約期間中サービス提供を行う履行義務を負っております。当該履行義務は、当社がサービスを加盟店に提供する一定の期間において充足されることから、契約期間において収益を認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び3ヵ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2025年7月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
建物	1,815,909千円	1,780,165千円
土地	209,683	209,683
計	2,025,592	1,989,848

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
1年内返済予定の長期借入金	167,400千円	167,400千円
長期借入金	1,428,050	1,260,650
計	1,595,450	1,428,050

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「注記事項（収益認識関係）1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月 31日)	当事業年度 (自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月 31日)
建物	13千円	704千円
構築物	1,306	-
機械及び装置	-	7,324
工具、器具及び備品	-	0
ソフトウェア	-	1,079
計	1,320	9,108

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	10,792,400	50,400	-	10,842,800
合計	10,792,400	50,400	-	10,842,800
自己株式				
普通株式(注)2	399	23	-	422
合計	399	23	-	422

(注) 1. 発行済株式総数の増加50,400株は、新株予約権の行使による増加によるものであります。
2. 自己株式数の増加23株は、単元未満株式の買取りによる増加によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプションと しての第1回新株予約権						
	ストック・オプションと しての第2回新株予約権						
	ストック・オプションと しての第3回新株予約権						
合計							

3. 配当に関する事項

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年10月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	162	15	2023年7月31日	2023年10月30日

当事業年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	10,842,800	17,600	-	10,860,400
合計	10,842,800	17,600	-	10,860,400
自己株式				
普通株式	422	-	-	422
合計	422	-	-	422

(注) 1. 発行済株式総数の増加17,600株は、新株予約権の行使による増加によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての第1回新株予約権						
	ストック・オプションとしての第2回新株予約権						
	ストック・オプションとしての第3回新株予約権						
合計							

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年10月27日 定時株主総会	普通株式	162	15	2023年7月31日	2023年10月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年10月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	162	15	2024年7月31日	2024年10月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
現金及び預金勘定	1,507,524千円	1,265,092千円
現金及び現金同等物	1,507,524	1,265,092

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、主に金融機関からの借入により必要な設備資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金は、主に、ファクタリング債権であり、ファクタリング会社等の信用リスクに晒されております。貸付金(1年以内に回収予定のものを含む)は、貸付先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金並びに未払金は、2か月内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、一部口座振替による債権回収を行うことで信用リスクを低減しております。また管理部財務課において未回収債権の有無の確認を行い、回収遅延が発生した場合には速やかに営業部と連携して債権回収を行っております。また「与信管理規程」に従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握やリスクの低減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、金融機関からの借入により設備資金を調達する方針であります。管理部財務課で金利の変動をモニタリングし、金利の上昇局面では固定金利条件の借入や、金利の下降局面では借り換え等を行い、金利の変動に係るリスクを低減する方針であります。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

管理部財務課は適時資金計画表を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2023年7月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(1年内返済予定を含む)	1,951,450	1,931,119	20,330

- (注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。
2. 「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

当事業年度(2024年7月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(1年内返済予定を含む)	1,712,050	1,683,998	28,051

- (注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。
2. 「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。
3. 長期借入金その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度(2023年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	239,400	239,400	239,400	239,400	235,400	758,450

当事業年度(2024年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	239,400	239,400	239,400	235,400	167,400	591,050

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2023年7月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金		1,931,119		1,931,119

当事業年度（2024年7月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金		1,683,998		1,683,998

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利に基づいて利率を見直しており、借入を行っている当社の信用状況は借入実行時から大きく異なっていないため、時価は帳簿価額に近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。また、固定金利によるものは、元金利の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 31名	当社取締役 4名 当社従業員 37名	当社取締役 4名 当社従業員 43名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 160,000株	普通株式 311,200株	普通株式 194,400株
付与日	2015年6月23日	2016年3月18日	2016年11月18日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間			
権利行使期間	自 2017年5月21日 至 2025年5月20日	自 2018年2月16日 至 2026年2月15日	自 2018年10月29日 至 2026年10月28日

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2017年3月4日付株式分割(普通株式1株につき20株の割合)、2018年5月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)及び2019年10月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
2. 権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役及び従業員の地位にあることを条件としております。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職及び転籍その他正当な理由の存する場合で、取締役会が認めた場合はこの限りではありません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2024年7月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後 (株)			
前事業年度末	19,200	61,600	50,000
権利確定			
権利行使	5,600	9,600	2,400
失効			
未行使残	13,600	52,000	47,600

(注) 2017年3月4日付株式分割(普通株式1株につき20株の割合)、2018年5月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)及び2019年10月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	42	124	324
行使時平均株価 (円)	909	909	909
付与日における公正な評価単価 (円)			

(注) 2017年3月4日付株式分割(普通株式1株につき20株の割合)、2018年5月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)及び2019年10月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、第1回及び第2回ストック・オプションについては純資産価額方式及び類似業種比準方式による折衷法、第3回ストック・オプションについては当社の事業計画に基づいたDCF法による評価額を参考に算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計

額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	84,985千円
(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額	13,795千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年7月31日)	当事業年度 (2024年7月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	11,051千円	10,530千円
未払金(賞与)	6,185	6,901
貸倒引当金	28,518	39,066
その他	59,615	46,960
繰延税金資産合計	105,370	103,459
繰延税金資産の純額	105,370	103,459

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度における法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)

(単位:千円)

販売先別	顧客との契約から生じる収益		その他の収益	合計
	一定の期間にわたり 移転される財又は サービス	一時点で移転される 財又はサービス		
FC加盟店	17,862	8,505,534		8,523,397
高齢者施設等	-	1,325,027		1,325,027
直販・その他	-	2,418,332		2,418,332
合計	17,862	12,248,895		12,266,758

当事業年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

(単位:千円)

販売先別	顧客との契約から生じる収益		その他の収益	合計
	一定の期間にわたり 移転される財又は サービス	一時点で移転される 財又はサービス		
FC加盟店	11,697	8,853,870		8,865,568
高齢者施設等	-	1,546,302		1,546,302
直販・その他	-	3,143,416		3,143,416
合計	11,697	13,543,590		13,555,288

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「注記事項(重要な会計方針)4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)契約負債の残高等

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
契約負債(期首残高)	32,580	21,609
契約負債(期末残高)	21,609	11,527

契約負債は、主に加盟金収入に係る顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、11,913千円であります。また、前事業年度において、契約負債が10,971千円減少した主な理由は、契約期間の経過に伴う収益認識による契約負債の取り崩し等によるものであります。

当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、6,566千円であります。また、当事業年度において、契約負債が10,081千円減少した主な理由は、契約期間の経過に伴う収益認識による契約負債の取り崩し等によるものであります。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
1年内	8,681	5,956
1年超～2年内	6,847	3,189
2年超	6,079	2,381
合計	21,609	11,527

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業内容は、食材製造販売事業の単一セグメントのみであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社の事業内容は、食材製造販売事業の単一セグメントのみであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前事業年度(自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容 (注)	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	清水貴久			当社代表 取締役社長	被所有 直接 55.07	土地の購入	従業員用 社宅用土地 の購入	7,080	土地	7,080
役員	清水貴久			当社代表 取締役社長	被所有 直接 55.07	建物の購入	従業員用 社宅建物の 購入	10,670	建物	8,466
役員	清水貴久			当社代表 取締役社長	被所有 直接 55.07	不動産の 賃借	不動産 賃借料の 支払	1,400	前払 費用	308
									差入 保証金	200

清水貴久の議決権等の被所有割合には同氏の資産管理会社による被所有割合を含みます。

上記取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針

(注)土地、建物の購入価格及び不動産の賃借料、敷金については、近隣の相場等を参考にしております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月 31日)	当事業年度 (自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月 31日)
1株当たり純資産額	545.65円	591.51円
1株当たり当期純利益	55.74円	61.58円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	55.02円	61.02円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月 31日)	当事業年度 (自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月 31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	602,571	668,053
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	602,571	668,053
普通株式の期中平均株式数(株)	10,811,156	10,848,052
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	141,417	100,907
(うち新株予約権(株))	(141,417)	(100,907)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	3,733,475	333,994	1,869	4,065,599	957,667	261,408	3,107,932
構築物	206,896	250	-	207,146	55,717	16,922	151,429
機械及び装置	2,366,110	459,344	19,800	2,805,655	1,251,861	319,554	1,553,794
車両運搬具	34,260	76,277	-	110,537	39,696	22,609	70,840
工具、器具及び備品	201,290	57,171	17,497	240,964	143,592	45,888	97,371
土地	575,900	73,310	-	649,211	-	-	649,211
リース資産	3,276	-	-	3,276	1,419	655	1,856
建設仮勘定	52,085	279,202	254,355	76,932	-	-	76,932
有形固定資産計	7,173,295	1,279,550	293,522	8,159,323	2,449,955	667,038	5,709,367
無形固定資産							
商標権	12,037	-	5,438	6,599	6,255	824	343
ソフトウェア	606,557	109,829	7,997	708,389	362,542	129,900	345,846
その他	32,021	48,343	69,427	10,937	610	102	10,326
無形固定資産計	650,615	158,172	82,863	725,925	369,408	130,827	356,517

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

・建物

群馬工場改修工事	56,716 千円
栃木工場改修工事	81,309 千円
加須倉庫改修工事	112,591 千円

・機械及び装置

栃木工場製造設備	260,651 千円
加須倉庫設備	108,704 千円

・車両運搬具

加盟店用レンタル車両	41,149 千円
加須倉庫トラック	31,076 千円

・工具、器具及び備品

群馬工場PC他	6,422 千円
栃木工場PC他	3,051 千円
加須倉庫備品	28,096 千円

・土地

駐車場	31,385 千円
-----	-----------

・ソフトウェア

ECサイト関連システム	38,265 千円
加須倉庫システム	31,671 千円

2. 建設仮勘定の当期増加額の内訳は栃木工場設備投資190,358千円、加須倉庫設備投資82,763千円であり、当期減少額は、各資産科目への振替額であります。

3. その他の当期増加額の内訳はECサイト関連費用29,914千円であり、当期減少額は、各資産科目への振替額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	239,400	239,400	0.35	2024年～2025年
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,712,050	1,472,650	0.35	2025年～2036年
合計	1,951,450	1,712,050		

- (注) 1. 平均利率については、期中平均借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	239,400	239,400	235,400	167,400

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	93,137	95,806	13,859	47,498	127,586
株主優待引当金	57,923	-	36,097	-	21,826

(注)貸倒引当金の「当期減少額(その他)」の欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	972
預金	
普通預金	1,264,119
合計	1,265,092

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ゼウス	163,176
株式会社バイオフィリア	48,094
株式会社クロスエッジ	39,004
GMOペイメントサービス株式会社	21,889
ヤマト運輸株式会社	15,169
その他	1,009,658
合計	1,296,993

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
1,138,985	12,734,567	12,576,559	1,296,993	90.7	35

ハ．商品及び製品

品目	金額(千円)
冷蔵・冷凍食材、冷凍弁当	373,895
その他	43,370
合計	417,266

二．原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
製造用食材	106,999
販促物貯蔵品	5,769
合計	112,768

ホ．未収入金

相手先	金額(千円)
三菱UFJファクター株式会社	400,763
その他	2,637
合計	403,401

流動負債

イ．買掛金

相手先	金額(千円)
アイサービス株式会社	130,743
株式会社インタークロス	84,526
株式会社諸長	56,585
スターゼン株式会社	51,301
株式会社ニッカネ	37,321
その他	287,856
合計	648,335

ロ．未払金

相手先	金額(千円)
従業員給与	177,512
ヤマト運輸株式会社	103,005
eソリューションサービス株式会社	24,960
株式会社ヤマノ	21,950
正和工業株式会社	16,830
その他	246,047
合計	590,305

八．未払法人税等

区分	金額(千円)
未払法人税等	168,523
合計	168,523

固定負債

イ．預り保証金

相手先	金額(千円)
FC加盟店	149,901
合計	149,901

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	3,356,639	6,710,884	10,058,701	13,555,288
税引前四半期(当期)純利益(千円)	281,832	581,300	813,446	955,920
四半期(当期)純利益(千円)	177,350	361,340	506,723	668,053
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	16.36	33.33	46.73	61.58

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	16.36	16.97	13.40	14.86

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から翌年7月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年7月31日
剰余金の配当の基準日	毎年1月31日 毎年7月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.silver-life.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第16期)(自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)2023年10月30日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及び確認書

2023年10月30日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第17期第1四半期)(自 2023年8月1日 至 2023年10月31日)2023年12月11日関東財務局長に提出

(第17期第2四半期)(自 2023年11月1日 至 2024年1月31日)2024年3月11日関東財務局長に提出

(第17期第3四半期)(自 2024年2月1日 至 2024年4月30日)2024年6月10日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2023年10月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年10月30日

株式会社シルバーライフ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 哲 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内野 福道 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シルバーライフの2023年8月1日から2024年7月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シルバーライフの2024年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

調理済み食材販売における収益認識の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、高齢者向け配食サービスのフランチャイズ本部の運営及びフランチャイズ加盟店等への調理済み食材の販売を主な事業としている。「注記事項（収益認識関係）1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載のとおり、顧客との契約から生じる収益のうち、一時点で移転される財又はサービスの額の合計は13,543,590千円である。</p> <p>「注記事項（重要な会計方針）4．収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、会社は顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っており、それらの引き渡し時点において当該履行義務は充足されると判断し、収益を認識している。</p> <p>会社は、販売先である各フランチャイズ加盟店等が消費者に商品又は製品を提供する予定日（以下、「基準日」とする）を基準として請求書を発行している。そのため、受発注システムにおいては、「基準日」ごとに、請求データの基となる出荷データが自動生成される。自動生成された出荷データのうち「基準日」が期末日までのものは、請求書発行の基となる調整前売上高として会計システムに入力している。その後、会社は、出荷時点から引き渡し時点までが通常の期間であることを踏まえて、出荷時点が期末日までのデータを売上高とするために、「基準日」未到来の出荷データを調整額として会計システムに入力している。</p> <p>調理済み食材販売における収益認識については、受発注システムにより自動生成された「基準日」に基づく調整前売上高から、出荷時点に基づく売上高への調整額を算定する際に手作業を伴うことから、会計処理における誤謬リスクが存在する。このことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、調理済み食材販売における収益認識の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社の内部統制（IT統制を含む販売プロセス及び決算・財務プロセス）について、整備状況及び運用状況を評価した。 ・調整前売上高が正確に集計され会計システムに仕訳入力されていることを、受発注システムから「基準日」ごとに抽出したデータと総勘定元帳を照合することにより確かめた。 ・会社が調整対象として抽出した出荷データにおける「基準日」及び引き渡し時点が正確であることを、サンプリングによって出荷伝票と発送指示書とを突合することにより確かめた。 ・会社が調整対象として抽出した出荷データが、正確に集計され会計システムに仕訳入力されていることを確かめた。 ・期末日後に取消処理されている売上高の有無を把握するとともに、取消処理されている場合には担当者へ取引の合理性に関して質問し、売上高の期間帰属が正しく行われているかどうかを確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社シルバーライフの2024年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社シルバーライフが2024年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。